

第470回（定例）福崎町議会会議録

平成28年12月21日（水）  
午前9時30分 開 会

1. 平成28年12月21日、第470回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

## 日程第1 一般質問

- 議長 日程第1は、一般質問であります。  
それでは、通告順に発言を許可いたします。  
1番目の質問者は志水正幸議員であります。  
質問の項目は  
1、町が管理する土地等の有効活用について  
2、高齢者への福祉施策について  
3、将来を見据えた人口増対策について  
以上、3件でございます。  
なお、志水正幸議員から資料配付の申し出がありましたので、配付を許可し、お手元に配付をいたしております。  
それでは、志水正幸議員、どうぞ。
- 志水正幸議員 皆さんおはようございます。議席番号4番、志水です。  
通告しております3項目について、一般質問をさせていただきます。  
その前に、最近町民の方からこんな話をよく聞きます。今、福崎町は福崎駅周辺整備事業をやっているから、いろんな事業はその駅前の事業が終わってからできないとできないと、この話をよく聞いております。確かに、福崎駅周辺整備は町にとって最重要課題であります。相当な金もかかりますから、言われることは理解できますけれども、行政側から何もできないと言われますと、町民の町政に対する期待度はどんどん低下していくんじゃないかと危惧いたしております。  
町長も今、みずから各地域を周り、行政懇談会を実施され、たくさんの要望を聞かれていると思います。こんな折ですからこそ、何でもかんでもできませんけれども、よく検討して、不要な事務事業を見直し、必要な事務事業は限られた財源の中で実施していきますと、町長はこのような政治姿勢で行政執行されていると私は思っております。  
今回の一般会計の補正予算で、初めてだと思いますが、福崎町の一般会計の予算が100億円を超えました。この額を住民1人当たりで姫路市の予算と比較してみますと、決して少なくないと思います。姫路市の一般会計の予算2,186億円、人口53万4,000人ですから、1人当たりの予算額は40万9,000円になります。そこで福崎町は、今申し上げましたように、一般会計予算が100億円になりましたので、人口1万9,700人で割りますと、1人当たりの予算額は50万7,000円、結果福崎町のほうが9万8,000円も予算が多いことになりました。  
本町の財政規模はこのような状況であるということをお知らせし、また、かなり厳しい財政事情であるということもつけ加えまして、私からの一般質問をさせていただきます。  
まず、1点目の質問は、町が管理する土地等の有効活用についてであります。  
今、町が管理する土地で、利用目的が消滅したり、あるいは当分の間、本来の目的としての利用ができない、いわゆる休眠といいますか、遊休状態の土地、すなわち基金で保有する土地とか、あるいは普通財産、行政財産を含めて、どれぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。
- 町長 前段の志水議員の要望というんでしょうか、住民さんのご意見に対して、私の考え方を申し上げたいと思っております。  
今、言われましたように、各地区における分野で行政懇談会を開催させていた

だき、それぞれの課題をいただいております。

当然、駅周辺整備、第5次総合計画における分野につきましては、一番大きな事業ではありますし、こういったような課題を求めてやる場合につきましては、一極集中型というような形になろうかと思うわけでありまして、しかし、その中でも喫緊課題の分野につきましては、対応しなければならないと、こういうふうに思っております。

今、議員が言われましたように、大きな課題を地方が投げかけられておるところであります。介護にしましても、医療にしましても、大きな課題が出てまいっております。そういったようなものに対しても対応していかなければならないという形になろうかと思うわけでありまして。

今、人口1人頭のこういったような形の中での予算規模を言われたわけでありまして、やはりその中で一番考えなければならないのは、標準財政規模だということに私自身は思っております。

国につきましては、平成27年度をベースとした地方一般財源確保といったような形で言われておられて、これらは確保していただけるものとは思っております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、医療や介護や、そういったような保険給付費がふえ、一般会計における一般財源を圧迫しておるといったような事からの中で、地方財政は展開されなければならないというような形になっておるわけでございます。

そういったような中でも、住民さんの要求、要望、こういったような事からについては、耳を傾けながら、一定の分野で推進はしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

企画財政課長 先ほどの遊休資産はどれくらいあるかということですが、現在把握しております遊休資産の土地につきましては、普通財産と町土地開発基金の土地でありまして、15カ所、26筆の約1万3,400平米であります。行政財産につきましては、各課において維持管理されているもので多くの資産がありまして、正確には把握できていないのが実情であります。街路用地として取得した、また、土地改良事業の創設換地によりできた街路用地が駅前と大門にありまして、あと駅前のJAガソリンスタントの跡地ぐらいではないかと認識をしておるところでございます。

志水正幸議員 今、皆さん方のお手元に配付しております遊休土地売却可能等資産一覧表、これにつきましては、私の一般質問をするに当たって、あらかじめ議長から当局に照会をしていただいた資料であります。この資料でございますけれども、今、遊休土地あるいは売却可能土地は15件、これは基金と普通財産ですから、あと行政財産についてはここに入っておりませんが、このような状況であるということをご皆さんに配付させていただきました。

この資料に掲載されている15件の土地が、今現在、町が管理しているたくさん土地の中で遊休土地と売却可能土地であるということである。じゃあ、過去に、過去5年間あたりで売却された土地はどれくらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

企画財政課長 里道水路、いわゆる長狭物の用途廃止に伴う売却を除きまして、町の普通財産として売却した土地が12件ありまして、1,497平米、約8,400万円です。そのうち、遊休資産に当たるものが11件の1,444平米、約7,800万円です。

志水正幸議員 過去5年間で11件の売却があつて、約7,800万円ということでありまして。具体的にこの一覧表を見せていただきますと、旧の大門福田線用地、それから

J Aの農協倉庫跡地、またデイサービス北側土地の用地など、これらにつきましても場所的にも、また規模的にも、比較的売却しやすいような土地のように思われます。もう少し売却に力を入れるべきではないかと思うんですが、そのあたりのお考えをまずお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 議員のおっしゃるとおりでありまして、長期保有しております売却可能な財産につきましては、いろいろな情報を発信していき、具体的な需要があるかどうかを初め調査をしまして、その辺を力入れていきたいと考えております。

志水正幸議員 私がその売却を急ぐ理由としまして、一例挙げますと、旧の大門福田線の用地であります。あの県道に面しているところですよ。大門の一番東の端の。取得されたときの額が3,786万円で取得されていますが、今、財務諸表等で見せていただきましたら、この土地の価格の下落で、今のこの土地の売却可能価格は1,129万円となっております。要するに、買ったときと売却のその損失額が2,656万円と見込まれております。したがって、今後も地価が上昇するとは考えにくいことから、売却可能な土地はできるだけ今のうちに、早く売却するほうがいいんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

企画財政課長 これにつきましても、議員のおっしゃるとおりであります。売却可能財産の調整区域における普通財産、町土地開発基金の土地につきましては、特別指定区域の指定されていない土地が多々ございます。旧大門福田線の用地もそうでありまして、そのようなところは、このたびの区域見直しにより、その土地の位置、状況等を勘案した上で、地縁者住宅、新規居住者区域、小規模事業所等の指定をすることにより、建物の立地を可能とした上で、基金取得土地であれば、一般会計で買い戻し、一般競争入札などにより売却処分していきたいと考えております。

志水正幸議員 これ以上地価が下がらないうちに、できるだけ早く売却はしていただきたいと思いますが、売却も難しい、また、本来の土地取得の事業実施までにも相当な時間がかかるような、そういった土地につきましては、一時的に何らかの暫定利用をすべきと考えます。第5次行政改革実施計画の中にでも、町有地の有効活用を図るということは明示されております。不要な財産については売却とか、あるいは有償貸付を行う、そういった計画となっておりますので、できるだけ一時的なそういった暫定利用をしていただきたいと思うんですけれども、今現にそういう遊休土地の中で暫定利用として活用されてる土地はどれぐらいあるんでしょうか。

企画財政課長 暫定利用中の土地につきましては、旧福崎南保育所の土地を、駅周辺整備事業に伴う都市再生整備事業のバス運行実験の中継地として、駐車場としての利用をしております。その1件のみでございます。

志水正幸議員 遊休土地の中で暫定利用されているのが1件のみということですが、ほとんどが遊休の状態であるということ、逆に言いましたら遊休の状態であるということなんですね。

そこで、提案させていただきたいんですが、当分の間、本来の土地利用の見込みのない土地は、暫定的に資材置き場もよいんですけれども、場所によっては駐車場とか、あるいは乳幼児が遊ぶ小規模な、小さな芝生広場、あんまり金をかけずに、ちびっ子広場的なものにするなど、そういった有効活用することも、財産管理の中でも重要ではないかと思うんですが、今議会初日の町長の挨拶の中にもありましたように、選挙公約の四つの柱の一つに、子育て支援を引き続き取り組む決意を表明されております。このようなちびっ子広場は、子育て中の若いお母さん方の強い要望であります。多分、行政懇談会でも要望があると

と思いますが、ご所見をお伺いいたします。

企画財政課長 本来の土地利用が当分の間見込めない土地につきましては、その資産の状況、地理的条件や最有効利用は何なのか、暫定利用時の財産管理の方法も含めまして、関係各課と調整し、検討してまいりたいと思っております。

志水正幸議員 今、関係課と協議すると、こういう答弁がありました。行政懇談会でも講演の要望はあると思いますが、町長、本当に要望はありませんか。ちびっ子公園の設置も含めて検討されるのか、改めて町長に確認させていただきます。

町長 申しわけございません。行政懇談会では、こういったようなちびっ子広場的な要望は今のところはございません。しかしながら、そういったような事からにつきましては、一般的によく聞いておる事からでございます。そのような事からにつきましては、端々で、できるところからといったような形になるかと思うわけでありまして。

今、企画財政課長がこういう土地利用も含めまして、売却可能資産的なものもお示しをさせていただいておりますけれども、取得した段階では、行政目的があって初めて取得しております。それらを含めた形の中で各課と協議をしたいと、こういうような返事でありました。実質的には、そういったような目的が済んでおる土地もあろうかと思っております。そういったようなものにつきましては、見直しを考えていきたいというように思っております。

志水正幸議員 行政目的があって、このようにたくさんの土地を持っておられるんですけれども、それがいろんな事情でなかなか実現しにくい、そういったことから、しばらくの間はそのちびっ子公園のように、余り金をかけずに、芝生はって、簡単な遊具を置くぐらいで、そういったところで、そのお母さんの公園デビューをされたらいいんじゃないかと、そのように思いますので、一つ検討方よろしくお願いいたします。

それでは、次にその関連の質問なんです。もちむぎのやかたの東側の駐車場の管理について、質問をさせていただきます。

この駐車場は柳田國男記念館などの一体的な利用者が駐車する用地であると理解しておりますが、土地利用の目的について、まずお尋ねしたいと思います。

町長 その用地につきましては、昭和57年に取得をさせていただいております。辻川界限というんでしょうか、生家、歴史民俗資料館、それから顕彰記念館等、社会教育の分野で取得をしなければならないといったような形になっておりました。その段階では、第1グラウンドがまだ整備をされていないといったような状況、駐車場につきましても同様でありまして、現在のような状況ではなかったというところでありまして、それらを含めまして、今現在の形になっておるわけでございます。

それら等は、社会教育から辻川界限、いわゆる、よく言われます不易と流行の、そういったような形の中での取り扱いになっておりました。基本的には社会教育施設用の駐車場であるという一つの目的については、今現在も生きておると、このように解釈しております。

志水正幸議員 実はこの駐車場について、河童のさんぽ道、古民家活動の喫茶の駐車場ということで、町民の方からの苦情がありました。その内容といいますのは、もちむぎのやかたの東側の駐車場を利用している。どうなっているのかといった内容でありました。その苦情を受けて現地を見ますと、駐車もされておりました。またその車の前には、柳田國男の、今町長言われたように、柳田國男の生家、記念館、町民ランドのご利用以外の方の駐車はしないでくださいとの福崎町の看板が設置されております。

この喫茶店は駐車場がないことから、私はもちむぎのやかたの東側、水路より東側は周辺の公共施設の利用者の駐車場で行政財産だと思いますけれども、その行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる、このように定められております。したがって、行政財産の目的外使用許可手続をされて、5台程度の駐車スペースの区画を決めて、必要な駐車場を確保されたらいいんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

町 長 そういう点も含めまして、先ほども答弁申し上げましたように、社会教育施設から辻川界限といったような形、いわゆるおもてなし観光といったような観点へ変更しているわけございまして、目的そのものを今後は変更しなければならないというように考えております。

そういう考え方も含めまして、今、質問議員が言われましたような方向性も一つの視野に入れた形の中でというように思っております。

辻川におけるその広域的な取り組み、福崎町全体のJR福崎駅周辺整備における道路局と都市再生といったような形の中、それらも含めた形の中での考え方をもちたいと、このように思っております。

志水正幸議員 駐車場としての確保も含めて、またその財産のあり方も踏まえて検討していただくようでありまして、私もその財産の管理の方法について、法律を見ておりました。あるいは条例を見ておりましたら、ちょっとこう齟齬を感じておりますので、今からそのあたりの考え方について、お尋ねしたいと思います。

地方自治法の第237条の財産の管理と処分については、公有財産については、条例または議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸しつけてはならないと、こんな規定が法律にあります。

福崎町の条例、これは非常に古いんですが、昭和39年の条例です。財産の交換・譲渡・無償貸付等に関する条例があります。その中で普通財産、普通財産に限るんですが、行政財産じゃなくって、普通財産に限ってですが、公共団体または公共的団体が公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するときは、無償または時価よりも安い価格で貸しつけることができることになっております。

河童のさんぽ道につきましては、公共団体または公共的団体ではありませんから、この条例には該当しないと思います。したがって、この条例はあくまで普通財産の処分でありますから、この用地は今町長言われたように教育財産でありますから、行政財産であります。ですから、条例には該当しませんので、結果的には議会の議決を得て、貸しつけることが可能となるような気がするんですが、その解釈でよろしいのでしょうか。

町 長 まさにそのとおりでありまして、行政手続等が抜かっておったというのが現実であろうかと思えます。先ほども申し上げましたように、行政目的を含めた形の中で、それぞれにおける大きな分野での行政財産という考え方をもちたいというように思っております。それらを含めて、今後は見直しをさせていただきます。

志水正幸議員 いずれにいたしましても、普通財産に変えるとかして、何らかの方法で、駐車場の確保ができる方法をまた検討していただきたい。

その条例の、昭和39年の条例も、場合によっては、その当時はNPO法人とかいうのはない時代ですから、その条例の中に、その普通財産に切りかえといて、条例で貸付が可能となるように改正されれば、一々議会の議決を要することもないですから、その条例改正も含めて、何らかの対応を一度検討していた

だきたいと、よろしくお願ひいたします。

それから、2点目の高齢者への福祉施策について、質問させていただきます。

今、少子高齢化が進んで、本町でも10年前の平成17年の65歳以上の高齢者、4,689人、現在670人ふえて5,359人にふえております。

さらに、本町の人口ビジョンでは、25年後の平成52年には5,659人に増加すると、このように予測されております。また、そのときの人口は1万6,159人に減少すると、このようになってございます。

このように、当分の間は高齢者の数が年々増加して、高齢者への福祉需要が増出していくことは明らかであります。

そこで、福崎町の高齢者の実態、どのように把握されてるんか、そのあたりからお尋ねしたいと思ひます。

健康福祉課長 議員がおっしゃいます65歳以上であられましても、元気で自立されておられる方も多くいらっしゃいます。実態の把握対象といたしましては、やはり民生委員さん等との連携をさせていただきまして、日ごろからやっぱり見守りが必要な方、まずこれを把握しまして、支援していくことが大切かなというふうに考えております。

また、あわせまして、自治会のご協力も不可欠と考えております。

志水正幸議員 高齢者でも元気な高齢者の方もたくさんおられるのは承知しております。

それから、そのひとり暮らしとか、あるいは寝たきり方とか、そういった方の実態調査につきましては、今、民生委員さんなり、あるいは自治会のほうからの協力を得て把握してるところ言われてるんですが、私は、やはり2年か3年に1回ぐらいは、一斉的にそういった方の実態調査というのをして、きちっとした状態をやっぱり把握すべきだと思うんですね。

ひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者だけの世帯、それから、今言った寝たきりの方の人数、あるいは最近よく話題になっています認知症の方、そういった方々の把握というものが非常に大事だと思うんですね。今、そういった方々が、福崎町内どれぐらいおられるのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 先ほども申し上げました民生委員さんによる活動を通じまして、ひとり暮らし、あるいはその高齢世帯の状況を記しました福祉票の提供を受けております。

地域での見守りが必要な方への月1回のフクちゃん弁当でありますとか、友愛訪問などで実態把握をしておるところでございます。

対象者数につきましては、ひとり暮らし、高齢者世帯とも死亡等によりまして若干減ってきておるところでございます。ひとり暮らしにつきましては、平成28年4月1日現在で、先ほどの福祉票の対象者でございますが、280人、それから、高齢者世帯では103世帯となっております。

それから、認知症の把握につきましては、国は認知症有病率推定値というもの設けておりまして、これは65歳以上の高齢者の15%、それからまた正常と認知症の中間の人という位置づけで、有病率推定値、これを13%と推計をいたしております。この数値から、当町では約1,500名の方が対象かなというふうに考えられます。

それから、寝たきりの方につきましては、介護度の状態像から考えますと、最重度の要介護5の方が該当になるのかなというふうに考えまして、こちらが約120名いらっしゃいます。これにつきましては、近年増加傾向にございます。

志水正幸議員 ひとり暮らしの方が280人で、高齢者世帯が103世帯言われたんですね。最後に、寝たきりの方は、これは介護保険の介護度5の方が寝たきりと、そう

解釈されて120人、これはつかめていると思うんですが、認知症のこの数、今言われた1,500人というのは、要するにその15%とか13%とか、こう人口に対する比率、全国平均かわかりませんが、それをもって試算されて約1,500人言われてますから、福崎町の実態ではないと思うんですね。

ですから、先ほど言ったように一斉調査で一遍きちっとつかむ必要があるんじゃないかと、こう思うわけです。

このようなひとり暮らしとか、あるいは高齢者のみの世帯、これ全国的に私は増加傾向にあると思うんです。本町では今減少傾向と言われました。認知症とか寝たきりの方は増加していると、こういう答弁だったと思うんですね。ひとり暮らしの高齢者、本当に私減ってるのかなと思うんです。今、寿命が延びて、あるいは高齢者のみの世帯もふえています。どちらかの方がもしお亡くなりになられたら、ひとり暮らしになるんですね。高齢者がどんどんどんどんふえてますから、当然、やっぱりひとり暮らしもふえてるんじゃないかという、そんな気がいたします。

また、ひとり暮らしの高齢者は人と話す機会というのが非常に少ないですから、認知症にもなりやすい。こういうことも言われております。そういう意味から、できれば高齢者の実態というものをしっかり把握をしていただいて、見回り活動、あるいは災害時のそういった緊急的な対応、こういった取り組みも重要になってきますから、まずは、実態の把握ということをきちっとやっていただきたいと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

町長 議員ご承知のように、第6次の介護保険事業計画が平成27年から29年と、介護保険が始まったのが平成12年ですから、第6次が済む段階で次年度、第7次の介護保険事業計画を策定しなければならないといったような事に対応しなければならないというように思っております。

そういったような中では、当然アンケートでありますとか、そういったような実態把握をしなければならないと、こういうような形になっておまして、そういう中で取り組んでいくと、このように思っております。

志水正幸議員 一つよろしく願いいたします。

それから、こういった対象者が増加しますから、今、国のほうでも非常にこう問題になっています。社会保障費が増大する中で、今後の福崎町の高齢者に対する福祉施策をどのように展開されるのかなど、気になるところであります。今、町長言われたように、その介護保険の第7次計画のためのアンケートとか、いろいろこれから調査されて、実態の把握に努めると、こう言われてますので、その介護保険、平成12年から始まっているんですね。介護保険制度のその見直しについて、質問させていただきます。

高齢化に伴う社会保障費を抑制するために、どんどんどんどん社会保障費が高くなりますから、その抑制するために、国は来年度、高齢者を中心に医療保険あるいは介護保険の自己負担、保険料を引き上げることを検討されてます。確か19日に閣僚折衝、与党内部で調整されて、あすの閣議決定で決まると思うんですね。ですから、国の事情もわかるんです。国の地方の借金が今どんどんどんどんふえて、国内総生産、GDPの2倍を超えて、1,000兆円超えたとか、そういうような報道も多くあります。過去に例がないほど長大なツケになっています。社会保障へ充当される消費税率の10%の引き上げも、2019年10月まで、2年半延長されました。したがって、社会保障費の財源の確保の必要性というものは理解しておりますけれども、現実的に痛みを伴うのは高齢者なんです。一方で、高齢者の年金はまた減少するとの方向があります。

高齢者の負担増と、本当に私は老後の生活に相当な影響を及ぼすんじゃないかと心配しております。

そこで、おおむね3年ごとに介護保険制度というのは見直しをされております。要介護が低い、要支援、一番軽い1と要支援2、この訪問看護と通所介護が介護保険から切り離されて、要するに金がないから切り離して、町の福祉事業と、いわゆる総合事業として去年決まりました。それは来年の4月までに移行しなさいと、国はそのように指導しております。福崎町の取り組みについて、今、来年9月の、平成29年9月に向けて、移行の準備をされてると思うんですが、その具体的な事業内容と移行後における、そういったサービス量に変化はないんか。あるいは移行した先で問題点が想定されないんかどうか、お尋ねしたいと思います。

町長 もうご承知のように、福崎町は本年5月3日をもちまして町制施行60周年を迎えました。その中で、歴史を検証しますと、教育・文化・福祉といったような形でっております。

この福祉の分野、これらは非常に大切にしなければならないという形になろうかと思うわけでありまして。一昨日に国の総予算が発表されました。97兆4,500億円だったというように記憶しておるわけでございます。

そういったような形の中でも、非常に厳しい財政であります。そういったような形の中で、それぞれ一定の高齢者の所得、応能部分で、それらに対応できるお年寄りの方々には負担をしていただきましょうといったような形の中で、国は発表されたわけでありまして、これらはもう発表されてすぐに地方であります福崎町の中における影響分を検討しなければならないという事態でありますけれども、それらは急には計算ができていくというところでもあります。

当然、介護保険は3年に1回、後期高齢者医療につきましては2年に1回、こういうような形になっておりまして、また国民健康保険につきましては、保険者が県になると、こういったような形になっておりまして、そういったような形の中での福崎町におけるその高齢者の負担割合等についての検討はしなければならないと思っております。

介護保険が始まった段階では、福祉施策における一般財源は介護保険を含めた形の中では、一步も後退することのないような対応のあり方といったような形で推移をさせていただいたところでもございまして、現在は、16年たっておるわけでありまして、非常に厳しい財政の中におきましても、福祉基金を活用しながら対応させていただいておるというのが実態でございます。

今後は、自己負担可能ならしめるお年寄りの方々には負担を求めなければならないと、そういったような時代を迎えているのではないかと考えております。

高齢者がこれだけふえてきますと、そういったような形の中での予算の必要性等が出てまいりますので、それらを含めた形の中で検討は加えていきたいと、このように思います。

志水正幸議員 今、町長からも次の私の質問の内容まで答えていただいたようで、いや本当に、次から次へとその負担がふえてくるんですね。新聞なんか見てみましたら、介護保険の一部負担金を最初1割やったのが昨年2割負担になって、今3割負担にしようと考えておられるようです。

仮に3割負担となったら、どれぐらい金額が上がるのかなど、介護度1から5まであるんですけど、一番高いところ、介護度5ぐらいですね。1割負担と2割負担、3割になったら金額どれぐらい上がるんですか、お尋ねします。

健康福祉課長 ケースがそれぞれあると思うんですが、例としまして、特別養護老人ホーム入

所の場合を考えてみますと、1カ月で要介護5の方、1割負担でありましたら2万7,630円という金額でございます。それが、3割負担となりますと、8万2,890円と、これは利用料のみですので、加算とかは入っておりません。その利用料のみの比較でございます。

志水正幸議員 今、老人ホームへ入所の場合を想定されて、介護度5の方で1割負担のとき2万7,630円、それで3割になったら8万2,890円、3倍ぐらいになるのかね。それも利用料のみであって、いろんな加算、食事加算とかいろいろあるろうかと思うんですが、そういったものは入ってませんので、実質もっと上がるわけですね。介護保険も医療保険と同じ、高額の限度額のサービスありますから、全てがこの額にならないとは思いますが、基本的な料金としては結構上がるんです。

さらに、今、国のほうでは、今、要支援1、2とか言いましたけど、今度はもう一つ上の要介護度1、2の、介護度1、2の方、こういう方についても訪問看護、あるいはこれを介護保険から切り離して町の事務にしようかと検討されたんですが、結構反対があって、これは先送りになりました。

いずれにいたしましても、高齢者がどんどんどんどんふえますから、介護保険制度の維持というのは非常に難しくなってることはよくわかるんですけれども、費用負担を被保険者、すなわち高齢者に求めてくということは、介護保険の制度の始まったときの趣旨から、ちょっと逸脱してるんじゃないかなと、そんな気がしてなりません。

国の法律で改正されたら、なかなかそれを覆すのは難しいんですけれども、そうなったときに、また別の町単独の施策で補っていただくとか、そのあたりをまた考えていただきたいと思います。

それともう一つだけ、心配するんです。結果的にそうやって自己負担額がどんどんどんどん上がってきまして、その高齢者の方が、やむを得ずに在宅で介護すると、辛抱すると、そういう方がふえると思うんです。在宅介護が。

施設サービスから在宅サービスに移行することもやむを得ないと思うんですけれども、本当に在宅で介護されるのは大変です。私も経験もありますので、大変なことであります。

今、在宅で介護をされてる方、どれぐらいおられるんですか。年々ふえてるんですか。減りはしないと思いますけど、そのあたりちょっとお尋ねします。

健康福祉課長 要介護認定を受けられまして、在宅サービスを利用されておられる人数につきましては、平成28年9月実績で574人いらっしゃいます。これは認定者数が916人でございますので、62.7%となります。

この数につきましては、急激にふえておるということはなくて、微増傾向という状況になっております。

志水正幸議員 やはり結構おられるわけですね。少しでも在宅で介護に対する介護者の負担を軽くしていただくような対策をとっていただきたいと思います。

福崎町は在宅で頑張っておられる方に、町の単独施策で、これは本当にありがたいと思うんです。単独の施策で、介護度4と5の介護者に月1万円、在宅介護手当、支給されたり、あるいは同じように介護度4、5で介護サービスを1年間受けなかった方に対しては、家族介護慰労金という形で10万円支給されております。あんまり長く頑張っていただくのはどうかと思うんですけれども、今そういった方々どれぐらい実績あるんでしょうか。

健康福祉課長 在宅老人介護手当の受給者数でございますが、登録者につきましては85名で、平成28年10月現在、受給者数は71名となっております、こちらの人数

につきましては横ばい状態となっております。

家族介護慰労金の支給につきましては、平成28年度におきまして、現在1件ということで、近年は1件という状況が続いております。この家族介護慰労金につきましては、介護保険の地域支援事業のほうで対象と、現在のところ、まだなっております。

志水正幸議員 今度は逆にその介護をする人の話なんですけど、介護職員の離職者が多いということで、国は介護職員の処遇改善を一億総活躍プランの中で介護ニーズが急増する今後を見据えて、介護の現場で頑張っている介護職員の処遇を改善することになっておりますが、どれぐらい改善されたのか、その結果、介護離職者ゼロにはなっていないと思いますが、どれぐらいの処遇改善されたのか、もしおわかりでしたら簡単にお願いたします。

健康福祉課長 これまでも介護職員の処遇改善は続いておりましたが、今回また一億総活躍社会、そのプランの中で、介護ニーズがふえるということで、今後、平成29年度にもさらに加算がされる予定と聞いております。

この処遇改善によりまして、一定の介護職員の人材確保につながっておるとは思いますが、今後のことを考えますと、まだ充足はしていない状況であると思えます。

金額的には平成29年度におきましては、1万円程度になるのではないかとということで聞いております。

この介護離職者ゼロということにつきましては、介護職のみならず社会全体で、家族が介護状態になって離職をせざるを得ないというお話ですので、社会全体の問題かなというふうに考えております。

志水正幸議員 今までも処遇改善されて、平成29年に1万円程度の改善されるという話ですが、社会福祉協議会とか、あるいはほかの介護施設の介護職の方の処遇というのは、もう既に何ぼか改善されたのか、おわかりでしたらそのあたりも教えてくださいたいと思えます。

健康福祉課長 国は介護員の処遇改善に取り組んでおりまして、福崎町社協につきましても、その方針に沿うよう取り組んでおります。

社協の事業職員の介護員、それから看護師、介護支援専門員21名に対して、平均月額2万9,000円を増額しておるところでございます。

全体では月間で60万円程度、年間で720万円程度になります。

こちらの原資といたしましては、各事業所のサービス料に含まれます処遇改善加算と、独自財源を活用しておるところです。

議員がおっしゃいますように、平成29年度はさらに国の政策として増額の動きがありまして、それに沿って社協でもさらに増額とする予定と聞いております。

それから、他の事業所の改善内容でございますが、実施事業所によりまして、加算状況などさまざまな状況となっております。それにつきましては現状のところ把握できてはおりません。

志水正幸議員 わかりました。

次に、将来を見据えた人口増対策について質問させていただきます。

全国的に人口が減少し、各市町はいわば人口の取り合い合戦になっております。

本町の人口の推移を見ますと、出生数は昭和48年前後には310人から、近年は160人から170人前後と、出生数は約半分減っております。逆に死亡数は高齢化の要因で年々増加し、自然減の状態であり、一方、転出と転入を見ますと、年度によってばらつきがありますが、微減の転出超過の状態であり

ます。

本町の将来人口予測は本町が作成された福崎町の人口ビジョンを見ても、先ほど申しましたように平成50年には1万6,160人まで減少することが予測されております。したがって、人口をふやすためには、出生数と転入の数をふやす取り組みが大切だと思います。

兵庫県でも子育て環境の充実を図り、人口の自然増対策、あるいは若者の県内就職支援、空き家活用による移住促進などの人口の社会増対策に取り組まれております。

そこで本町として、福崎町としての人口増に対する具体的な取り組みがありましたら、お尋ねいたします。

企画財政課長 現在のところ、総合戦略、アクションプランにおける転入者をふやす取り組みについての具体的な施策としましては、空き家データベースシステムを構築し、空き家情報を提供することにより、その利用促進を図ること、また、空き家住まい体験事業でありまして、その他関連事業としまして、JR福崎駅周辺整備や都市計画の見直しの推進、土地利用計画及び特別指定区域の見直し、また、民間開発の誘導などにより、良好な居住環境を構築することにより、移住・定住を促進するとしておりまして、これらの施策とあわせ、調和のとれたまちづくりを積極的に進め、福崎町への新しい人の流れをつくることとしております。

また、出生数をふやす取り組みとしましては、婚活支援、特定不妊治療費の助成、乳幼児・子ども医療費の所得制限の撤廃、また、学童保育園の保育時間1時間延長など、子育てに優しいまちづくりに取り組んでいるところでございます。

志水正幸議員 今、都市計画見直しの推進とか、土地利用計画とか、特別指定区域の見直しを行って、移住とか定住の促進を図ると言われましたけれども、いつどのようにされるのか、もう少し詳しくお願いいたします。

まちづくり課長 今、企画財政課長が答弁をいたしました施策の進捗状況ということでございますけれども、まず、都市計画の見直しでございます。これ主に用途地帯の見直しでございます。南田原地区の中島井ノ口線の東側の用途、これを今現在第一種住居地帯になっておりますものを、第二種住居地帯に変更いたしまして、より沿道サービスの立地がしやすくなるようにするなど、現況に合った用途地帯の見直しを進めまして、生活利便性施設の充実から定住促進につなげるという考え方でございます。

また、3月に提案予定でございますけれども、開発事業等の調整条例を考えております。開発時の取りつけ道路の基準を県に合わせることにによりまして、住宅開発の誘導を図ろうと考えておるところでございます。

特別指定区域につきましては、平成12年度の都市計画法の改正によりまして、平成14年に県が都市計画施行条例を施行し、創設されたものでございますけれども、平成27年に特別指定区域を町の土地利用基本計画に基づき指定することから、平成27年度に土地利用計画を見直しております。

平成18年度に27自治会で特別指定区域を指定して以来、129戸の建築実績があるわけでございますけれども、平成27年度に関係自治会にヒアリングをいたしまして、地縁者の住宅区域のみの変更要望集落10集落につきましては、11月1日に変更されたところでございます。

それ以外にも、新規居住者区域とか特定区域の希望のある集落もございまして、今後引き続き、特別指定区域の指定の拡大につきまして、県と協議を進めてまいります。

志水正幸議員 できるだけ若い方が町外から移住・定住される、されやすいように、今の都市計画法の見直し、土地利用の計画の見直し等、していただきたいと思います。

若い方の関係で、もう1問質問したいんですが、例えば、福崎町の若い方が転出されてるんか、どうなってるんかなというあたりのことを調べてみたいと思いました。

仮に大学を卒業したあたりの年齢、22歳からあるいは26歳のものは今現在何人ぐらい福崎に居住されているんか、またその方が生まれられた年齢というのは平成元年から平成5年ですから、その生まれた数と、今おられる居住と見たら、どうなってるんか、そのあたり、わかれば教えていただきたいと思います。

住民生活課長 ことしの3月末で26歳から22歳になられてる方が、平成元年から平成5年度に生まれた方ですので、その比較ということで、お答えさせていただきます。

それから、22歳から26歳ですと、中国からの企業研修生も多く含まれてまいりますので、この出生、それから22歳から26歳とも日本人のみの人数ということでお答えをさせていただきます。

それで、平成元年生まれの方は192人で、それに伴います26歳の方が195人、3名増であります。平成2年度の生まれの方は168人で、25歳の方が175人で6名増、それから、平成3年度生まれの方が187人で、24歳の方が208人で21人増、平成4年度生まれの方は174人で、23歳の方が164人、ここは10名マイナスと、それから、平成5年度生まれの方は190人で、22歳の方は208人ということで、プラス18人ということで、平成4年度生まれの方と23歳の方の比較のみ10人減っておりますが、あとの年齢につきましてははふえておると、平均で7.6人ふえておるといような状況でございます。

志水正幸議員 外国籍の方を除いて、今、5年間で平均7.6人ですか、ふえている。私は逆に言ったらもっと大学、東京、大阪等で大学卒業されて、そのまま就職されて帰ってきてない。生まれたけども、現在には福崎には居住せずに都会で居住されてる方が多いと思ってました。逆やと思ってたんですね。ふえてるといのは、転入が多いんですか。その要因は何かつかんでおられますか。

住民生活課長 この要因につきましては、非常にこちらのほうとしても難しいんですけども、22歳あたり、上ぐらいにつきましては、まだ神戸医療福祉大学の学生さんもおりますので、その辺の残っておられる方もあるのではないかとこの部分もございませう。

あと、企画財政課長が申しましたように、子育てに優しいまちづくりということも進めておりますので、そういった影響も若干あって、若者の増加もあるのではないかとこのふうには思います。

志水正幸議員 22歳以上で神戸医療福祉大学の学生さん、ちょっとそれはないと思いますが、やっぱり若い方々が外から転入されて、福崎で住まいされている方が若干ふえてるんじゃないかと思えます。

そこで、やっぱりその大学を卒業して、福崎に居住するか否かというのは、その就職先があるかどうか、町内にあるのが一番ベターなんですけど、なければ姫路市、神戸でもいいんです。通勤しながら、町内に居住すると、これが一番大きなことだと思います。雇用が確保されたら、大学卒業されて、かなりの方、若い方が福崎町に戻ってこられるし、また、今の話じゃないですけど、町外からの転入者も増加するものと思えます。

そのために、雇用を確保するために、4番目の工業団地として地方公営企業の

宅地造成を企業会計でやるか、あるいは民間の資本を活用して実施すること、そういったことも想定しながら、企業団地の場所、費用、雇用人数、税収の確保、そういったあらゆることについて、企業誘致の実現の可否について、本当にできるかどうか、一度その、ただ検討じゃなくして、きちっと調査・研究されればと思うんですが、そのあたり提案したいんですが、町長のご所見お尋ねします。

町 長 この12月に入ってからも、県のほうと相談をかけさせていただいております。部署は産業労働部でございます。そういったような形の中で、今言われましたように、雇用の確保というのは非常に大事な事からでございます。

町で、そういう資本投入というのは非常に難しい。多額な費用がかかるわけでございます。民間資本の導入等の検討は加えていきたいというように思っております。

企業誘致というんでしょうか、工業団地の中の企業、当初から入っていただいております企業につきましては、40年以上の歴史がございます。施設につきましても古くなっておりますし、そういったような設備投資等も考えておられるようでありますので、それらを含めながら考えていきたいというように思っております。

ただ、土地等の関係につきましては、非常に厳しいところもございまして、県の知識も検討に入れていただきたいというようお願いはしてまいっておるところでございます。

志水正幸議員 ぜひ、前向きに一度検討はしていただきたい。調査・研究していただきたいと思っております。

今、工業団地、東部の工業団地も多分今満杯状態になっていると思いますので、例えばこの1年間その企業さんのほうから、福崎町のほうへ、進出したいと、そういう相談的なものは何件ぐらいあったんですか、1年間に。全くないんですか。

地域振興課長 南海トラフ大地震の津波に対する対策としまして、内陸部の工業団地が見直されている状況でございます。工業団地の空き状況などを確認される相談が、今年度に入ってからも5件程度あった状況です。

志水正幸議員 今年度に入って今5件、企業進出の相談があると言われました。町長も県と相談しながら検討すると言われたんですが、検討されるときに、役場の職員のほか、工業団地の社員の方、あるいは神戸医療福祉大学の学生さん、あるいは銀行の方、それから県のそういった工業団地担当の方、できれば若い方で構成していただいて、思い切った福崎町の将来の発展性というものを描いていただくように検討していただいたと思うんですが、最後にその点だけ確認させてください。お願いいたします。

町 長 もう言われるまでもなく、地方創生における分野につきましては、まち・ひと・しごと創生法ができた段階における施策の5原則がございます。これらにつきましては、自立性でありますとか、将来性、地域性、また最終的には結果重視、それらに対応するために、産・官・学・金・民・労・言ですか、こういったような、それぞれの分野に参画をしていただくというのが重要だと、こういうように言われております。

それらを含めながら、地域リーダーの人材育成でありますとか、そういったような形も含めまして、呼びかけはさせていただきたいというように思っております。

志水正幸議員 以上で私の一般質問は終わりますが、今回の質問につきましては、相当議論さ

せていただきました。これからも町政の運営について、幅広い視点から質問とか提案をさせていただきたいと思います。

最後に、橋本町長に一言、限られた財源であろうと思いますが、町民の要望をしっかりと聞いていただいて、費用対効果、検証していただきながら、継承と発展の理念で、必要な施策はやはり実行していただくということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 志水正幸議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。一般質問を続けます。

次、2番目の質問者は三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、トップランナー方式と地方交付税にかかわる本町の取り組みについて

2、「もち麦条例」ともち麦の普及促進戦略について

以上、三輪一朝議員、どうぞ。

三輪一朝議員 議員番号2番、三輪でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、トップランナー方式と地方交付税にかかわる本町の取り組みについてであります。

国から各自治体への交付税算定につきまして、本年度、平成28年度から地方自治体にとってどちらかといいますと厳しい方向となるトップランナー方式を国は採用をし始めてございます。

国は、ご高承のとおり、厳しい財政事情から、歳出の効率化へと導きたいという、そういった意向で、自治体の業務改革、各自治体でもされてると思うんですが、全国の地方自治体の多くが既に取り組み済みの手法は、早く取りませ、また、各自治体において取り組み率がまだまだ低い状況の先進的というべき取り組みも、各自治体に取りませる。また、取りませたいということで、地方交付税の算出に影響する基準財政需要額の低下を進めさせ、地方交付税に反映させていきたいというふうな、そういったことだと感じております。

こういった自治体に求めます業務改革の手法は、民間への委託でありますとか、指定管理者等への委託、そういったものであり、こういったことで改革し、コストダウンした後の経費水準、これを地方交付税算定のほうにもっていききたいというふうな、そういった流れだと思っております。

平成28年度におきましては、国は16の業務を対象としております。当町でもやってる業務あれば、ないものもございまして。また、平成29年度、来年度からは新たに七つの業務も加えることが検討されております。これも本町でやっている業務と関係ない業務も当然ございまして。

その一つ、16業務に限って申しますと、例えば、学校用務員の事務、本町ですと小学校、中学校になってまいります。そういった業務、そして、道路維持・補修や清掃、そして本庁舎の清掃、また本庁舎の夜間警備、そして一般ごみ収集、そういったものなどがその16業務の対象ということになっております。

総務省が2016年3月に公表しました地方行政サービス改革の取り組み状況に関する調査というそういった調査内容があるんですが、この中身におきまし

て、全国の自治体では、16業務の多くが既に実施率が8割から9割というふうなことであります。

ということは、大方の自治体で業務改革、この16業務の業務改革が終わっているというふうなことを指しているようです。

例えば、先ほども申しました16業務の一つであります学校用務員事務では、その経費水準が2割ほど削減されます。1校当たり小・中学校同額の78万円が減額されるとか、そういった話になってございます。

本町では、全部で六つの小・中学校でございますので、合計約470万円ぐらいの経費水準が減額されるというふうな、そういったことにゆくゆくはなっております。

本年度からの16業務のうち、本町では一般ごみ収集でございますとか、全国の多くの自治体と同様に既に外注化に取り組んでいるものもあれば、既に全国の大半で取り組んでいるものの本町では未実施の業務もまだ残念ながら少しございます。

そして、16業務に含まれる学校給食の調理・運搬業務というものもございしますが、これは本町では第5次行政改革の取り組み項目にもございまして、平成30年度から実施と伺っております。

また、民間企業に目を向けますと、16業務の中にあります庶務業務、人事ですとか給与計算、そして旅費の支給、福利厚生とか、そういった内容につきましては、本町に立地する一部の民間企業では既に外注化を終えて、一定の効果を上げている企業もございします。

そういったことで、民間企業では利益を生む業務に人的あるいは財務的資源などを移行していった、より体力的に強くしたいという動きが顕著でございます。

一方、新たなもう一つの厳格化なんですけども、地方交付税算定に関する基準財政収入額の算定に用いられる町税などの徴収率も、これまでよりも、もっと基準値が厳しくなり、厳格化されて、徴収率の上位3分の1の自治体が達成しているとされる徴収率が本年度から基準とされています。

ということで、これに未達成の場合は地方交付税の交付額に、これも影響するという、そういったハードルになってきてございます。

幸いに、本町では徴収率ということでは、ほぼ基準をクリアしているものの、兵庫県内の他の自治体でもあったんですが、もし、不祥事の発生する自治体ですと、その住民の納税意欲にも影響すると、そういったことも聞くことから、町職員を初めましてコンプライアンスの遵守、そしてその教育なども無関係ではなくなってくるようです。

国は今後も地方自治体の業務改革の取り組みにおきまして、改革のハードルを高めるものや、新たに別のハードルを設けてくるということが、当然予想されて、また、その傾向はもっと強まるのではないかと感じております。

業務改革は、地方交付税額に影響するからということで取り組むのではなくて、地方自治法第2条の14項に最小の経費で最大の効果を上げるために工夫を継続していく、工夫しなさいということを示唆してるのかもわかりませんが、国がそういった要求していることを、本町が先進的な取り組みをまず行い、国から要求されるそれぞれのハードルが本町の取り組み終了後についてくることになれば、非常に望ましいというふうなことになるかと考えております。

今、私がそういったことを申し上げたことになるんですが、その中で、本町の状況について、今、お尋ねをしていきたいと思っております。

本町では、16業務のうち関係あるもの、関係ないものもあるとは思いますが

町 長 行政改革におけるトップランナー方式というものは、福崎町における分野につきましては、昭和38年から取り組んでおります。このときには、今現在も使っております規范文書でありますとか、そういう文書化等を含めた形の中で、対応させていただいたものであります。

新たにそのときには、第1次臨調における分野で対応させていただきました。

第2次臨調における分野の昭和64年、第2次福崎町の行政改革に取り組んだところでもあります。

これらによりまして、それぞれの形の中で水準をはかるといったような形の中で行っておるところでもあります。

業務内容等の見直しにつきましては、職員数の定員減を求められたというところもございまして、現業職を中心とした形の中で、民間に業務委託といったような形で推移をしているところでもあります。

それらは、経費節減といったような形にもなっておるわけでもございまして、それらについての考え方も出てまいっております。

行政事務内容等につきましては、例えば、住民さんの受付における分野、住民生活課の受付分につきましては、業務改善を図らせていただき、住民の皆様方に目的に応じた形の中で各課を回っていただくのではなしに、業務体系の中で対応するといったような事ながらも取り組みをさせていただきました。

当然、今後を考えなければならぬわけでもありますけれども、未実施分野であります道路維持とか公用車運転、これらにつきましては、職員がきちっと正規職員で今対応しておると、こういうような形になっておりまして、それらの方々に職をなくすといったような地方公務員法に対応するような事ながらも職をなくすといったような事からはできないと、雇用の責任もあるということもありまして、それらについては達成できていない分野もあります。

先ほど言われました学校給食調理等の第5次行政改革等につきましても、経費節減を図るものではありません。運搬業務につきましては、シルバー人材センターにお願いして、現在対応しておりますし、調理部門につきましても、今後高齢者というんでしょうか、退職年齢に近い職員が多いということもあって、それらを見直しをしようというものでございます。

それらにつきましては、児童・生徒等についての給食等のサービス部分については、変わりは全くないという事ながらも対応させていただこうとするものであります。

職員の見直し等につきましては、新たな行政需要が出てまいりますので、それらに対応する職員を確保するために、職員数を今の現数から減らしながら、一方では必要な人数を確保するといったような形の中での対応のあり方でもあります。

いずれにいたしましても、それらにつきましては、対応できるところから対応していくという姿を、福崎町の場合も見せておりますし、これも何回も繰り返すわけでもありますけれども、60年の歴史の中では、教育・文化・福祉といったような観点には、変化は全くないという事ながらもあります。

当然、交付税等に関する部分を含めて言われたわけでもありますけれども、徴収率等につきましては、福崎町の場合は98%以上を確保しておりますし、収入に変化は全くないという事ながらもありますので、今のところは影響はないと、こういうように思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、トップランナー方式、取り組みをさせていただいておりますので、地方交付税への影響額は非常に少ない、もしくは全くないといったように断言してもいいのではないかとこのように思っているところでございます。

企画財政課長 先ほどの質問で、本町が既に実施しているものということでございますが、この16の業務のうち、福崎町対象外の業務が案内受付、競技場管理、プール管理の3業務でして、現時点で実施しているものですが、本庁舎の清掃、本庁舎の夜間警備、一般ごみ収集、学校給食における運搬の4業務が民間委託をしております、完全実施済みでございます。

また、道路維持・補修、清掃などと公園管理につきましては、そのほとんどが民間に委託しております。また、学校用務員事務、小学校、中学校、電話交換は、直営ではございますが、嘱託職員対応しているということで、歳出の効率化を既に実施しているものでございます。

三輪一朝議員 町長みずからのご答弁を頂戴しました。結論、要約しますと、緩やかにそういった取り組みを、過去からも着実に進めていると、そういったことで、やっていきたいんだという、当然、職員の雇用の問題、そういったこともございますので、新たな需要というのはまた国の施策、また県もあるのかもしれませんが、新たな業務というニーズも出てまいりましょうから、そういったことでやっていきたいということで捉えさせていただきます。

今、吉田課長からも回答がございました。今、やっている業務とそうでない業務が一部あるんだというふうなところでお聞きしました。

そしてまた先ほど交付税の影響額、ほとんど影響ないんだよということで、私の次の質問も町長に答えられてしまいましたので、それについては飛ばしたいと思います。

本町は平成28年度予算でいいますと11億2,500万円の地方交付税があるとの予算なんですけど、ほぼないんだよということでの理解を、軽微、あっても非常に軽微だろうと思っております。

そうしましたら、次の質問に移るんですが、トップランナー方式では今、本年からの16業務があるということで、何度も申し上げてございます。

その中で今やっていないという業務のうちに入ってしまうんですが、16業務のうちの庶務業務、例えば、人事とか給与とか旅費とか、そういった項目もございます。現在取り組んでいない業務が今申し上げた人事、給与、旅費とかそういった業務だとしますと、今後こういった職員の定年の問題ですとか、そういったものもございますが、今後全てのこの業務に取り組んでいかれるのでしょうか、この点についてお尋ねします。

また、取り組んでいく場合なんですけど、国が見直し年数という枠をつくってございます。業務によっては3年とか、5年とかっていう範囲で見直してほしいというふうなスタンスだろうと思います。

そして、この取り組みの年数以内に、それは取り組むことが可能なんですか。いや、そうじゃなくて、職員のそういった定年の問題とかございますので、期限の年数が終了してからになるのか、そういったことについてお尋ねします。また、その理由はなぜかということとかについてもお尋ねします。

町長 言われている観点はわかるわけでありましてけれども、私ども職員は事務上兼務をしております。例えば、公用車運転業務に携わっておる人間が旅費を計算すると、こういったような形の中で、それ一つだけをもって業務としておるわけではございません。そういったような形の中で、交付税における単位費用の中

で計算される、それらの人件費のあり方等につきましては、私どもの業務とはまた違った角度になっておる部分もあります。単位費用部分を算出するに当たっては、人口10万人市といったような形の中で人件費構築をなされておるわけでございます、私ども2万人弱のところとは若干異なってくると、また職員の配置の考え方も違ってくると、こういう事がらであります。

定年制を含めた形の中で、業務を移行しなければならない部分については移行していくというところでもあります。先ほど、志水議員からいただきました高齢者に対する地域包括ケアシステム、これらを構築するに当たっては、専門の業務が発生します。例えば保健師でありますとか看護師でありますとか、そういったような形の部分に今後は対応していかなければならないというような形の中での見直し項目は当然視野に入れ行っておるという事がらであります。

三輪一朝議員 回答をありがとうございます。

そういった、着実にやってくというところの中で、期限ということについて、そういった状況によるというふうなところで捉えさせていただきたいと思えます。

そして、次の質問に移らせていただきます。

国が今度、平成29年度からトップランナー方式の導入を検討している七つの業務というものも新たにございます。この点につきましても、同じように当町で取り組んでいるものもあれば、取り組んでいないものもございます。

特に29年度からの分については、各自治体での実施率が非常に低い状況でもございます。つまり、言いかえれば難度としては非常に難しいという部類の範疇になってこようかと思えます。

そういったことで、先進的に当町が取り組んでいらっしゃる場合もございましょうし、取り組んでいない場合もございましょうし、今後の動きというものを、先ほど町長からお聞きした状況なんです、来年度から始まる七つの業務の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

企画財政課長 ここで福崎町として該当してきますのが、図書館、博物館、公民館、青少年教育施設の管理と窓口業務になってきます。記念館、歴史民俗資料館、これは当町の場合は博物館法に該当しない施設ではありますが、嘱託職員で、また、青少年教育施設に該当する野外活動センターは、アルバイト職員で運営をしております、歳出の効率化の観点からは取り組みをしているものに該当します。

いずれの施設も、教育施設、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を職員として配置しているものであります。

窓口業務につきましては、マイナンバーカードの普及とその多目的利用の状況を見ながら、町長が言われました職員状況等も勘案し、今後検討していくものになるかとは思いますが、いずれの業務にしましても、住民さんと密接にかかわる業務でありますので、現在のところ指定管理制度の導入やアウトソーシングといった考えはしておりません。

三輪一朝議員 町のそういった事情等も当然理解しておるつもりでございます。

そういったことから、今、町では、最上位計画たる第5次総合計画の各事業が総合戦略の重点取り組みにおけるアクションプランですとか、都市計画のマスタープラン、また第5次行政改革大綱ですとか、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱など、そういったものにリンクしております。

また、それらの事業の推進が図れていることが、これまで説明をしてまいりました16業務や7業務と重複する業務と重複しないものもございます。

これらのことに関して、これも一つの仮定としてなんです、仮定が三つござ

いまして、一つ目の仮定ですが少なくとも16業務というハードルを国のいう取り組みの期限の年数とされるここ5年程度のうちにどうしてもクリアしないといけないとか、二つ目の仮定として、第5次総合計画の中から派生する極めて多くの事業をなし終えることでありますとか、最後三つ目の仮定ですけど、来年度以降に導入される、導入が検討されるとします七つの業務を今後クリアすることというふうな、そういった三つの仮定を成し遂げるといたしますと、かなりの規模の職員のパワーというものをつぎ込むということとともに、また一方で目標値があるんですが、それは長時間勤務等に関する目標値なんですけども、そういったものもクリアしつつ、達成に取り組むということになってこようかと思えます。

そして、こういった非常に難題と思われる業務の達成が非常にかじ取りとして難しくなると思われます。これのかじ取りをどのように進められるのか、お尋ねをいたします。

副 町 長 第5次総合計画、総合戦略のアクションプラン、都市計画マスタープラン、行政改革などの重要な課題が山積していることは承知をしております。

ただ、これらの計画はそれぞれが別々のものではなくて、お互いに関連しているものでございます。

そういったことで、総合戦略等を実施するということにつきましては、総合計画の課題の解決につながっていくというふうに考えております。

重要な課題はたくさんありますので、マンパワーが必要とのご指摘はそのとおりでございます。

ただ、国の大きな方針としましては、公務員人件費総額の抑制という大きなテーマもございます。福崎町におきましては、定員適正化計画の中では、職員数は現状を維持していこうという方針でおります。

また、行政を進めるのは人でありまして、職員にはしっかりと研修の機会を与えて、能力の向上を図ってまいります。

あわせて、人事評価を実施することによりまして、職員のモチベーションの向上にもつなげていきたいと、このように思っております。

その上で、住民の皆さんとともに参画と協働でまちづくりを進めてまいります。

三輪一朝議員 今、副町長がおっしゃいました業務を行うのは職員であるという、これがどうしてもベースになろうかと思えます。

私の経験上、合併ですとかそういったことにも携わってきたわけですが、そういった業務の難易度が高ければ高いほど、また負荷が大きければ大きいほど、その職員の方々のモチベーションを保つということが業務遂行に非常に大切になってこようかと思えますので、そういった副町長もおっしゃいましたモチベーションを保つという言葉は頂戴しましたので、よろしくこのかじ取りの配慮を願い、最初の質問を終わります。

続きまして、もち麦条例ともち麦の普及促進戦略についてでございます。

本町は町民の一定の理解を得まして、もち麦への多面的な後押し、これを継続してございます。

また、多くの方々の協力を得て、地域おこし、あるいは産業としての育成、そして本町の知名度向上へと、規模はまだまだ小さいものの、もち麦というものが寄与しつつあって、存在感、規模も徐々に拡大していると認識しております。

本町のもち麦への後押しはここ数年のことではなくて、長きにわたっていることから、年々町民にはもち麦になじむ方々が増加傾向にあるものと感じております。

こういったもち麦のような地元産品の普及促進を狙う条例制定の動きが全国の自治体で広がってきてございます。地酒や清酒、焼酎、ワイン、乳製品とありまして、牛乳などによる乾杯を進める乾杯条例、そして、郡内に目を向けますと、神河町ではゆず酒、名産品のゆずを酒にした、そういった乾杯条例もあるようです。

一方、梅で有名な和歌山県みなべ町では、南高梅の普及促進を目的として、地域自治体が出資する第三セクターを設置するとともに、南高梅普及に関する条例を制定しております。この第三セクターということについては、本町とよく似ているというところがございます。

本県におきましては、こういったお酒に関する条例が醸造所が所在する自治体ですとか、酒米を生産する自治体など13もの自治体で制定されてございます。

乾杯条例は、平成25年1月に制定された京都市の清酒の普及と普及の促進に関する条例が最初といわれてございます。清酒による乾杯の習慣を広めて、日本文化への理解を深めること等を目的に、四つの条文で構成をされてございます。

この京都市の条例には、消費とか生産とか、そういった義務、また罰則なども、そういった拘束力はなくて、業者による普及の主体的な取り組みや住民の協力を求める、そういったことにとどめた内容になっております。

全国では100を超える自治体で、既にこういった条例が制定をされておまして、酒どころの自治体を中心に広がりを見せてございます。

急速に多くの自治体で条例が制定された理由として考えられるのは、五つぐらいあると思っております。一つ目に、自治体が財政的に厳しい中でブランド競争を迫られていること、二つ目に、余り元手をかけずに、主にマスメディアを通じたアピール効果が期待できること、これについては、町民はもとより、町外者の知名度向上、そういったものを狙うものです。

また、当町でいいます河童、天狗のように、継続して複数回にわたるメディアへの取り上げ方にはなりにくいとは考えますが、一定の効果は期待できるのではないかと感じてございます。

三つ目に、継続した予算措置が必要となりにくい条文構成としていることが多いようです。

四つ目に、自治体の財源不足という制約がある中、住民に見える政策を示すことができるということもございましょう。

そして最後、5点目なんですけど、消費とか生産とか、そういった、また罰則的な、そういった拘束力はなくて、自治体業者による普及への目標値等をもたないという、あえて目標値をもたない取り組みをしたり、住民の協力を求めることにとどめているという、そういったことが考えております。

本町がもち麦条例をもし制定しますと、先ほどの内容と重複するかもしれませんが、一つ目として、自治体としての戦略を示すことができる。二つ目として、経営安定が望まれるもちむぎ食品センターの経営にも寄与できる。三つ目といったしまして、農政面になりますけど、転作率が非常に高いこういった時代になってきてございますので、転作作物としてのもち麦の作付面積の拡大などが農政面からも寄与できる。そういったことなども考えられると思います。

一方、罰則や強制を伴わなくとも、個人の嗜好に関する問題だと、こういった分野で自治体が条例を制定するのはいかになものかとか賛否があるとも聞きます。また、全国において乾杯条例はこれに類する条例がふえていることで、住民がほかの自治体のまねですとか、福崎町でもとか、本町でもというふうな思

いをもつ場合もあるかもしれません。

一方、もち麦条例を制定する場合、ふさわしさということを考えてみた場合、こういったふさわしさは町民に醸成されつつあるのではないかと感じてございます。

条例を制定するだけにとどまる自治体が少なくない中、条例をどのように生かして、地域ブランドを育てていくかという思い、戦略を有していけば、もち麦への多面的な後押しの一つとして考えることができるのではないかと、こう感じてございます。

以上、申し上げてきたことから、最初の質問に移らせていただきます。

本町は、商号にもち麦という文字が含まれる第三セクターであります株式会社もちむぎ食品センターで、橋本町長が代表取締役社長を務められている本町は、ある意味特異なのかもしれません。

また、地元産品の普及促進を狙うのみの条例を制定するほかの自治体とでは、本町がもし、もち麦条例を制定することは、もう力の入れようといいますか、そういった意味からも、ほかの自治体とは重みが同じではないと感じるのですが、このことについてどう捉えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 株式会社もちむぎ食品センターについてですが、ふるさと創生という風潮の中、もち麦を生かして特産化し、地域の活性化、福崎町の知名度アップを図るため、福崎町、商工会、JAが中心となって第三セクターを設置しています。

約52%の出資を行っていることや、町長が社長を務めているという立場も含めまして、農業面、商工観光面での活性化につなげていくため、積極的な普及促進が望まれているというふうに考えています。

三輪一朝議員 当町では、そういった取り組みを既にしていらっしゃるということから、重みが若干違うという認識もあるのだということ認識をいたしました。

そうしますと、もち麦の条例を制定、もしした場合、その戦略上は、あくまで仮定ということになるんでしょうけど、どのような位置づけとなるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 全国的に広がっている地元産品の普及促進を狙いました条例と同様、町や生産者、事業者の役割や町民の協力などを定めたもち麦の普及促進に関する条例という位置づけになろうかと考えています。

三輪一朝議員 そうしますと、条例をもし制定しますと、そういった意味づけとして重みがあり、効果があるのではというふうなところも理解をいたしました。

そうしますと、次の質問になるんですが、本町はもち麦条例を制定する意向というものについて、今どうお考えなのか、制定する意向がございましたでしょうか。もし制定する場合、その時期についてもプランにもしあればお尋ねしたいと思います。もし、制定しない場合なんですが、制定しない場合の理由についてもお尋ねをいたします。

地域振興課長 平成25年度に設置いたしましたもち麦産地振興協議会におきまして、もち麦振興に係る産地理念、もち麦の恵みでみんなが元気のほか、基本方針や生産部門、加工部門、流通販売部門、町民の目標などを定め、特産もち麦の価値を高め、生産性の向上による農家収入を確保し、産地拡大と地域活性化に取り組んでいるところでございます。

そのほかにも、生産者としましては、もち麦生産組合の規約として、目的を定めておりまして、販売者のもちむぎのやかたでは、設置管理条例で目的を定めているところであるため、現在のところ、もち麦条例の制定については考えておりません。

三輪一朝議員 そういった過去からの協議会でございますとか、取り決め、また農家収入までを考えた、細部にわたるそういった中身が取り決めていることというふうなところで、今はその必要がないというところと受けとめました。

最後に、条例制定は情報発信という一つの戦略になろうと思います。商品そのものも魅力を発信することで、その商品を生かすことになってきます。

このたびの本議会の議案にあげられています、200万円と労務費を投じることになりますけど、もちむぎ食品センターのホームページを複数の外国語に多言語化して、海外旅行客の誘致や海外からのもち麦製品の受注などを将来的に狙うという、そういったことは情報発信の一つであろうと思います。非常にこれは重要であろうと思います。

また、戦略ということでは、もち麦原麦を収穫する、生産するという戦略も重要であります。もち麦生産者や生産者団体リーダーの高齢化の進展ですとか、また、湿田などのもち麦作付への対応も難しい戦略の一つであろうと感じております。

これらを含めましたもち麦にかかわる戦略のかじ取りに期待をさせていただき、一般質問を終わります。

議長 三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は城谷英之議員であります。

質問の項目は

- 1、消防行政について
- 2、農林行政について
- 3、観光行政について

以上、城谷英之議員、どうぞ。

城谷英之議員 ただいま議長の許可をいただき、議席番号1番、城谷でございます。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、消防行政について質問をさせていただきます。

近年、局地的な豪雨や地震、台風などで自然災害が頻発し、地域防災力の強化が課題となる中、注目を集めております。

消防団は常備消防とともに、火災や災害の対応などを行う消防組織法に基づいた組織であります。

消防団は火災発生時や災害発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる地域防災力の要であります。

しかし、全国的に消防団の数は減少し、1965年には130万人以上いた消防団も、2012年には87万人、そして今では82万人を切っていると、このように言われております。

その背景には、高齢化に加えて、サラリーマンが多く、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も、消防団員減の要因とされております。

こうした事態を受け、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案が成立、施行されました。

この法案は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。

今定例会、町長の冒頭の挨拶の中で、本年は天候では真夏日が続き、異常気象となり、地震災害では鳥取、熊本、福島沖、台風では東北地方、北海道に甚大な被害をもたらされ、災害の多い年でもありました。町内に目を向けますと、大きな被害の火災が多く発生しました。自然災害は防ぎようのない場合が多く

ありますが、人的災害は平生からの心がけで防げるものはたくさんありますと、このようにお話をされておりました。

5月22日、悟真院の火災の現場の中で、消防団が崩れそうな土壁を、トビで壊してくれておりました。もし、その土のうが崩れたら、そのとき町長が側におられて、非常に危ないなど、そのように言われたんを覚えております。まさに町長の言われた人的災害が、2次災害につながる、こういうことだと思いません。

そこで、質問に入らせていただきますが、平成28年度、消防団の活動装備品はどのようなものを購入されたのか、質問をいたします。

住民生活課長 平成28年度の活動装備品でございますが、夜間等の災害活動において団員が活動しやすくするためということで、各分団へヘッドライトを配備いたします。

また、本団幹部につきましては、火災現場での安全確保というところから、防火衣一式を配備するところでございます。

城谷英之議員 また、平成29年度に向けての消防団からの要望については、どのようなものが出ておるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 平成29年度に向けての要望でございますが、各分団に防火衣一式を配備するよう要望が出ております。

それから、手袋やゴーグルなどの安全装備品の充実についても要望がございますが、一度に全てを装備するのは難しいため、補助金なども活用しながら計画に進めていきたいと、このように考えております。

城谷英之議員 防火服は消防団の本部の思いでもありますが、先ほどお話したように町長の思いでもあると私は思います。

平成28年4月に入り、姫路市消防局による指揮隊というのが導入になりました。この姫路市消防局の考えは、消防局の管轄を東、中央、西と、その三つに分かれて指揮隊をこしらえると、その中で、この中播管轄は東に属する。その中で、例えば、この前のような悟真院の火災の場合、中播が最初に指揮をする。その応援で東から消防局が入ってくる。そこで指揮隊が変わるんですね。変わったときに、姫路東が指揮隊を指揮をする。この姫路東が指揮隊を、指揮をするんですが、姫路市消防団は防火服を装備しております。福崎町の消防団は、町長が気にとめられて本団には今配備されたという話なんです。消防の分団員には配備されていない。その消防署、東消防署自体の指揮隊が、果たして消防団が防火服を装備していないから、この危険などこへ入れないと、そのような指揮は出せないと思うんです。そのためにも、やはり、福崎町の消防団に防火服の導入をお願いをしたいと思います。

かけがえのない消防団の命を守っていただきたい、このように思います。

続きまして、機能別消防団の質問に入らせていただきます。

前回、前々回と質問をしておりますが、なかなか進まないんですが、機能別消防団についての研究はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 この件につきましては、他市町の状況も伺っておりますが、現在兵庫県内で導入されているところは6市町と少ない状況でございます。

また、導入に当たりましては、団員の所属や活動内容、手当など、さまざまな事らについても決めていく必要がございます。また、消防団との調整も必要でございますので、今現在具体的には進んでいないのが現状でございます。

城谷英之議員 災害があったときにはもう遅いんであります。今の消防団の現状をよく調べてください。消防団員の人数を確保するのに、やっとの分団が半分以上なんです。その辺も踏まえて、機能別消防団、本当に考えていただきたい。出動手当につ

いては交付税で返ってくるんですから。何とか消防団と幹部と協議していただいて、地域住民の方が安心できる防災に当たっていただきたいと思います。

また、消防団員の福祉共済について、質問をしたいと思います。

平成28年度4月にこの共済、変更になっていると思うんですが、変更になった理由はどのようなことでしょうか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 この変更の内容でございますけれども、消防団の方が入院された場合の入院見舞金の支給のほうが緩和をされまして、入院日数15日以上から、7日以上ということで変更になってございます。

城谷英之議員 この内容について分団長会議等、消防団に通達をなされました。また、どういことが入院見舞金に支給要件なのかということも消防団にきちっと伝えてあげてほしいと思います。

例えば、交通事故で1週間入院しても、1日1,500円の見舞金が出ると、このようなことも消防団にきちり説明をしていただきたいと思います。

また、昨日、消防の司令車が入ったとお聞きしたんですが、これはどういった交付金で何%、そんなんは教えていただけないのでしょうか。

住民生活課長 こちらのほう交付金というよりも、日本消防協会からの交付ということで、全額、車両自体を無償で交付いただいたものでございます。これは日本消防協会のほうの消防団員等福祉共済の中の事業で、交付をいただいたというものでございます。

城谷英之議員 平成29年度もこの消防団を中核とした地域防災力の充実強化にたくさんのメニューがございますので、ぜひとも検討して、導入できるところは導入して、消防団を助けていただきたいと、このように考えます。

次に、農林行政について質問をいたします。

鳥獣被害について、近年、県内、町内において、野生鳥獣による農作物被害が増加し、極めて深刻な問題となっております。

さらにここ数年、外来鳥獣により、農作物被害だけでなく、生活環境被害まで発生しております。

町内の鳥獣の被害はどれぐらいかお尋ねをいたします。

農林振興課長 鳥獣被害の町内の現状につきまして、農業共済における被害状況報告で説明させていただきます。

平成27年度は被害面積7.4ヘクタールで、被害金額は235万円、平成26年度は7.7ヘクタール、被害金額647万円、平成25年度は7ヘクタール、被害金額672万円でした。

また、地元集落からの有害鳥獣駆除の依頼件数につきましては、平成27年度は20件、平成26年度は16件、平成25年度は15件となっております。

ちなみに、平成28年度は年度途中でございますけれども、被害面積は4.5ヘクタールで、被害金額は121万円、鳥獣の駆除依頼件数は24件となっております。

城谷英之議員 八千種地区でも被害が多発しております。イノシシが出てきて田畑を荒らしている。イノシシが稲の上で転がると、くさくてお米が食べられない、また、枯れてしまうと、このような状況になっておりまして、先日、私も相談を受けて農林振興課のほうにお願いに行ったのですが、わな、おりがございませんでした。

平成29年度は、わな、おりの追加導入についてはお考えかをお尋ねをいたします。

農林振興課長 平成29年度はシカ、イノシシ用の大型おり5台を追加購入する予定であります。

す。

城谷英之議員 今までは、冬になれば県道中寺北条線で凍結による車両事故が多かったのですが、今はイノシシ、シカ等の飛び出しにより県道中寺北条線に車両事故が頻繁しています。

このような対策はとれないものか、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長 根本的な解消には至りませんが、道路沿いに動物飛び出し注意の啓発看板を設置いたします。場所につきましては、地元区長様と相談させていただきたいと考えております。

城谷英之議員 それが同じ場所であればよかったですけれども、あんまり同じ場所ではないと、今までの車両事故は田んぼにはまって、あと数メートルで民家という事故が非常に多くなってきてるんです。

草も南側からずっと生えてきて、道も狭くなって、そういうような状態の中で、中寺北条線の拡幅なんかは考えていただけないのか、お尋ねをしたいと思います。

まちづくり課長 県道中寺北条線でございますが、この拡幅要望につきましては、例年、区長会からもいただいております。

その都度土木事務所には要望に行っているところですが、県の回答といたしましては、中播磨地区の社会基盤整備プログラムにもまだ今のところ掲載されておりません。現状では、中寺北条線の一部区間を拡幅する緊急性は低いということで、拡幅計画はないものでございます。

今後も交通量に大幅な状況変化が見られた場合、その時点での検討の対象としたいという回答をいただいておりますので、町としましては今後も引き続き県に要望していきたいと考えております。

城谷英之議員 今その交通事情が変わったのではないかなど、加西からの道も拡幅かなりしてあります。昼間ですけど、かなりのトラックの数、それからダンプの数、これ急増しとんでね。その辺を踏まえて、県のほうに要望させていただきたいと思っております。

次に、観光行政についてお尋ねをしたいと思います。

春日山の整備について、お尋ねをします。

今回、一般会計補正予算の農業振興施設整備事業、春日ふれあい会館の内容について、機械器具の購入についてはどういうものか、提案説明でございましたが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

農林振興課長 春日ふれあい会館の現在使用しておりませんシャワー室、浴室、それから資材置き場をリフォームしまして、もち麦の精麦機と製粉機を設置します。これは1時間当たり10ないし15キロを製造することができる少量生産に適した機械であります。また、ここで製造したもち麦粉、もち麦精麦を使った商品を試作するため、厨房を改修いたします。

城谷英之議員 厨房も含めて改修をしていただけるとのことなんですが、精麦の機械とか、音とかは大丈夫なんでしょうか。また、その辺も教えていただきたいと思います。

この今後、ふれあい会館をどのように進めていかれるのか、雇用も含めてお尋ねをいたしたいと思います。

農林振興課長 ふれあい会館の目的は、住民及び都市生活者に自然と農林業に親しむ機会を与え、農林業生活活動の体験を通じ、豊かな想像力と行動力のある人材育成の場と、条例にも定めております。

会館を特産もち麦の加工所として整備しまして、生産者らが6次産業化を目指

すための拠点といたします。農作物を創意工夫して加工、販売することによりまして、今以上の収入を得て補助金に頼らない経営者を目指していただきたいと考えております。

また、都市生活者等を対象としましためん打ち体験や、もち麦を使った商品製作実習によりまして、もち麦をPRしたり、そのやり方を次世代につないでいくため、研修の場としても活用していただく、地域の活動の拠点としても期待しておるところであります。

城谷英之議員 6次産業の拠点となるということで、また、牛尾議員から後ほどまた質問があるということで、雇用も含めて進めていただきたいとこのように思います。

また、何回も質問させてもらっておるんですが、春日山城については、どのようになったのか、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長 春日山城につきましては、平成27年の6月、12月の議会においても質問をお受けいたしました。文化や歴史に関する事からでありまして、その継続発展性を考えれば、地元の春日城に対する思いを表現することが大切であると思っております。申しわけございません。現在のところ、春日城の整備については、進んでおりません。夏の子ども議会の中でも春日山周辺整備について質問をいただきました。山道と山頂の整備を行ったおかげで、春日山に登られる方もふえていると聞いております。このようにして地元の方にもっと春日山に登っていただき、その際に春日城についても、当時をしのんでいただいて、もっと春日城に関心をもっていただき、地元の盛り上がりとともに進めていきたいというふうと考えております。

また、春日山城周辺の整備につきましては、今年度も雑木の下刈りや山道の階段の補修や追加工事を行っていきます。

城谷英之議員 8月に子ども議会でも質問があったように、子どもたちも気にかけてくれています。議会には税金の無駄遣いやと電話がかかってきたことがあるみたいですが、春日城を建てることだけではなく、この周辺整備をしてほしいということです。鳥獣被害も出ておりますので、引き続き整備をお願いいたします。

でも、僕は諦めていません。例えば、3Dを使って、お城を浮かび上がらす方法とか、そういう方法があるので、また一度検討していただきたいと思っております。

次に、辻川山の整備について質問をしたいと思います。

たかが河童と思われるかもしれませんが、おもしろいもの、珍しいものの効果、そしてマスコミの効果は大きいということがよくわかりましたということで3年前に質問をさせていただきました。相変わらず辻川山の天狗、河童は人気で、にぎわっておりますが、休みになれば駐車場がなく、道に駐車して、近隣の方に迷惑をかけている。きのう辻川山のほうへ行かせていただきましたんですけども、平野病院を過ぎたあたりから駐車禁止の看板がたくさん目につき、駐車場の整備について考えておられないのか、お尋ねをしたいと思います。

まちづくり課長 銀ビル跡地がございます。銀ビル跡地は約3,700平米ございますが、その西側の約2,300平米の所有者の方から、町に買い取り申し出がございました。ここを観光バスや自家用車の駐車場、また観光交流センターの敷地として活用するのが適切と考えておりまして、7月に都市再生整備計画を変更いたしまして、国庫補助事業の計画の中に入れております。

このたびの国の補正予算を活用いたしまして、この用地を購入し、現在地域振興課が地方創生推進交付金を使って策定を進めております福崎町まちづくり推進計画の中で活用方法を決めた上で、平成30年度までに整備をしたいと思いますとおるところでございます。

城谷英之議員 ありがとうございます。

駐車場を考えておられる。考えておられるならば、この田原地区には公園というか、さるびあドームみたいな、子どもたちが遊べる遊具等を置いてもらえたらなど、このように思うんです。福崎町の子どもたちも、辻川山にいろいろ訪れる機会も非常に多い、町全体的な取り組みとして検討をしていただけないか、お尋ねをしたいと思います。

地域振興課長 辻川山公園を訪れる子ども連れの観光客の方からは、河童や天狗を見に来て、小さな子どもさんが飽きてしまうため、公園等の整備や遊具設置を考えてほしいという要望を聞いております。確かに、観光客の滞在時間延長は消費拡大にもつながることと考えますが、遊具等を含めた公園整備につきましても、住民全ての方からの要望でもあることから、全町的な取り組みとしまして、その必要性や位置、規模について検討を進めていくべきというふうに考えております。

城谷英之議員 子どもたちが誇れる、そして福崎町の町民が誇れる観光資源をつくっていただきたい。また、町長の初めての平成29年度の予算を期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 城谷英之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。一般質問を続けてまいります。

次、4番目の質問者は牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

- 1、定住促進について
- 2、防災対策について
- 3、辻川界限周辺整備について
- 4、駅前周辺整備について
- 5、春日ふれあい会館について

以上、牛尾雅一議員、どうぞ。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の定住促進についてでございます。

今日、全国的に少子高齢化社会となり、全国の自治体では人口減少が危惧され、住民の方々の定住や他の市町からの移住を推し進める施策が、全国の多くの自治体で行われております。

当福崎町においても、子育て支援として子ども医療費助成、幼稚園建設、学童保育の充実などに取り組みられ、現在は人口が約1万9,700人でほぼ横ばいとなっています。

しかしながら、この先人口減少が考えられますので、将来に向けた新たな施策を打ち出されるべきだと考えておりまして、先般、総務文教常任委員会で石川県かほく市におもむき、定住促進施策について研修をさせていただいたことを含め、何点かについて質問をさせていただきたいと思います。

午前中に志水議員が町の全体的な取り組みについて質問をされましたので、私は個別のことについて質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、定住者をふやすために、中核都市であります姫路

市のベットタウン化を明確化してPRすることで、移住者や定住者の増加策を打ち出されてはどうかと考えておりますが、お考えをお尋ねいたします。

企画財政課長 先ほど志水議員のところでもお答えさせていただいたとおりでありまして、そのようなところで新しい施策というのは今のところ考えていないところであります。

牛尾雅一議員 姫路市の中心部と比べますと、福崎町は自然が豊かで、心豊かにのびのびと暮らせると、そして今日の福崎町は生活面、活動面においても、姫路市と遜色ないぐらいいい町というふうに思っておりますので、姫路市の中心部の方は中心部でまたいいところということで思われてる方もありますが、また今言いましたように、のんびりというんですか、そういうような福崎町で暮らしたいというふうな方もおられると思いますので、呼び水というんですか、そういう方の移住とか定住につながるような呼び水的な補助金というんですか、そういう制度があれば、そういうふうにもた住んでみようということで、来られる方もおられると思うんです。よその市町から住民の方の奪い合いというふうなことになってはということもよく考えられていることと思いますが、全国的に見て人口が減るということですのでございますし、姫路市の方で福崎町に住みたいというふうな方を対象というんですか、そういう方を限定とするような格好のPRもしていただきたらと思います。

それと、福崎町の若者の方、40歳ぐらいの方までなんですが、Uターンとか、またI・Jターン者の定住、そして福崎町に住もうという方が、マイホームを取得されましたら、主に地元の若者のための奨励補助金というのが大事と思うんです。若者、地元の若者が福崎町で家を建てて、そして神戸、姫路とか東の方面でも通勤して、ずっと福崎町に住んでいただくということは、結婚してまたずっとおられるということですので、少子化も防げますし、特に地元の若者の定住に対するそういう補助金の新設というんですか、そういうことは考えられないでしょうか。

町長 基本的には吉田企画財政課長が答弁したとおりであります。

エリア内人口の減少は、これはもう免れない。神崎郡につきましても、神河、市川、ここ20年で4,000人以上人口が減っております。

また、姫路市北部を含めた形の中でと、香寺町、夢前町、これらにつきましても、人口が2万人を割っておるといったような形になっておりました。

これらにつきましても、福崎町のところへの転入者は今のところあると、こういったような状況にあるわけでありまして。

播磨圏域におきます8市8町、また公共交通を考えた2市2町、いわゆる姫路市、たつの市、太子町、福崎町と、その中におけます分野につきましても、住みたいという市町はたつの市、太子町、福崎町、この1市2町に偏っているところであります。これら等は、子育て支援策でありますとか、高齢者対策、それぞれの施策が整っておるという事がらだというように認識をしておるところでありまして、そういったような形の中では補助金等の導入は検討しておりません。

牛尾雅一議員 全体的な町の今までの施策で、福崎町が播磨圏域の中で、住みやすいというんですか、暮らしやすい三つの自治体に入っているということですのでございます。

そうしますと、播磨圏域で考えますと、そういうことですのでございますが、目を東京とか大阪の大都市に向けますと、大都市の方では、福崎町なり、ある程度地方の自治体で、ゆったりと暮らしたいと思われる方も多くおられるというふうな報道などで聞きます。そうしますと、東京、大阪とか神戸とか、そういう大

きな人口の市で見ますと、割合は少なくとも、すごく大きな人口のある都市でございまして、それですので、何人というんですか、何十人というんですか、そういうふうなことを希望される方が大都市にはおられるんじゃないかというふうに思います。

ですので、そういう大きな都市との交流というんですか、そういうことを機会がありましたら取り組んでいただきますと、福崎町の魅力、そういうことをPRしていただくと、大都市からこっちへ移って住もうという方もおられるんじゃないかというふうにも思うんですが、そういうイベントというんですか、よく何か東京とか大阪では地方のそういうブースを設けて、PRされるというふうなことを聞いておりますけども、それでその福崎町の魅力をPRしていただいて、そういう方がおられましたら体験、移住体験ツアーとかいうこと、そういう人のために空き家バンクの紹介とか、移住相談、そういったものがすぐできるような体制が整っておることが必要かと思うんですが、その点についてお尋ねをいたします。

町長 兵庫県におきましては、ふるさと紹介といったような形の中で、東京事務所を中心とし、各自治体が参画するような形で今議員の言われたような事がらに対応しておるところであります。

福崎町につきましては、雇用があります。ハローワークでいいますと、非常に率の高いところございまして、それらを含めまして、Iターン、Jターン、Uターンと、こういったような事がらにもつながっていくのではないかというように思っております。

いずれにいたしましても、新たに住民になられた方に補助金を出すといったような形ではなしに、そういう住みやすい町を目指しておると、第5次総合計画にもありますように、活力にあふれ、風格のある住みよい町と、住んで、学んで、働いて、未来につながる福崎町と、こういうようにキャッチフレーズをつくっております。そういうような形の中で、それらを目指したようなまちづくりの必要性を感じているところでもあります。

牛尾雅一議員 今、町長から答弁をいただきまして、まさにそのとおりでございます。

空き家バンクの活用というんですか、それを推進することによって、福崎町でそこをまた利用できるような家とか、その情報を近隣市町並びにほかの都市にも全国的に発信していただくということは、いろんな移住というんですか、定住にもつながると思っておりますのですが、現在のその空き家バンクの利用状況というのはどうなっておりますか。教えていただきたいと思っております。

まちづくり課長 空き家バンクの状況でございますが、現在、登録数は3件でございます。いずれも売却希望の物件ではございますが、数件の問い合わせはまちづくり課のほうにございますが、成約にまでは至っておらず、実績はゼロというところでございます。

牛尾雅一議員 今のところ3件ということで、本年度にまたもっといろんな調査とか話し合いをされて、情報を充実していただけるというふうにも思います。

そして、空き家の方との情報を密にいただきまして、一覧表をつくっていただけるようなところまでぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

どういふんですかね、人口の定住ということを考えますと、ここの役場周辺とか新町とか駅前の方でもそうなんですが、市街化区域では非常にその若い人とかいうふうな人口がふえてるような感覚をしております。

しかしながら、ずっとこの1万9,700人、町全体を通しますと横ばいとい

うことは、いつもそのよくお尋ねするんですが、農地というんですか、市街化調整区域なり、農振農用地域のところは人口が減っておるから町全体としてはふえないんじゃないかというふうにも思っております。

農地法というのは国の大切な、重要な法律と考えますけども、農振農用地域の人口減少が続いておるということを考えますと、実情とある程度、ある意味マッチしていないんじゃないかとも思ったりもします。大変こんなことを言いますと生意気なんですけど、国とか県に対して、農振農用地のところの方々が家を建てやすい、今、地縁者住宅とか、そういった区域も設けていただいとるんですが、うまく活用できない人もありますので、そこらの制度の、弾力的な運用とかいう、そういうふうなことをまた要望もしていただきたいと思います、その点についてお尋ねをいたします。

まちづくり課長 市街化調整区域で特別指定区域で地縁者住宅区域を設けておりますが、それ以外のところで家を建てたい方のご希望のことかと思っております。

農家住宅、または分家住宅として手続をすれば、建築は可能でございますが、今おっしゃいます農振農用地につきましても、農振除外のための5要件というものが出ておまして、特に農振農用地域以外に代替すべき土地がないということがなかなか難しい要件となっております。また、農地法につきましても、そういった要件が整えば、分家住宅、農家住宅の要件が整えば、許可されるものでございますので、これの緩和について、要望ということでございますが、なかなか町から要望して通るようなものではございませんが、また県等にも働きかけて、できるだけ規制緩和、そういったものが実現するようには働きかけてみます。

牛尾雅一議員 福崎町はすごくいいところで住みやすいということですので、その周辺の地域の方も、家が建てやすいとか住みやすいということを実感してもらえようかならばと思っておりますので、その点をまた要望していただきたいと思います。

移住とか定住者をふやすとかいうことを考えましたときに、やっぱりその住みやすさとか暮らしやすさということが非常に大きな観点となってくると思っています。

近年その子どもさんに対する親御さんの思いというものは大変強いものがありますので、子どもさんの教育環境ということが大変大きな観点かとも思います。

近年のその福崎町の夏の猛暑を考えたとき、いろんな子ども議会の子どもの議員の方も含め多くの議員の方が小・中学校の普通教室にエアコンの設置というのが必要じゃないかと、住みやすさ、暮らしやすさとかいうことも含めまして、言われます。

私は、姫路市が先般新聞紙上で前向き、設置時期もある程度含んだような報道がありました。姫路市に負けないといったらおかしいんですが、姫路市よりも住みやすいということをおぼすためにも、福崎町においてもそういう時期というものを、ある程度町民の方に示していただけたらと思うんですが、その点についてお尋ねをいたします。

学校教育課長 12月7日から8日にかけて、新聞等で姫路市につきましても、来年度以降、小・中学校の普通教室のエアコン導入について、設置方法や費用などの具体的な検討を始めると、報道があったところがございます。

本町といたしましては、今年度、策定予定の公共施設等総合管理計画に基づく個別の施設計画であります、文部科学省が策定を求めている学校施設長寿命化計画を本町でも策定し、学校施設の現状と将来を整理し、かつ今後の限られた財源を踏まえた中で、今ご質問いただいているエアコンも含めまして、総合的

に検討した上で、優先するものから計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁をいただきまして、今年度中にその公共施設総合管理計画をつくられて、その長寿命化計画を作成されて、国とかそういう制度を使ってということでございますので、国がこういうふうなことを計画されますと、早くそういった計画をつくっていただいて、申請していただくということが、全国の学校が、自治体がそういうふうになりますんで、早くしていただいたら、予算という面についても有利じゃないかと思っておりますので、できるだけ、いろんな調査もあって手間も要るんですが、そこらを早期の作成で、早期にエアコンなり、そういう長寿命化の工事ができるように、取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、その２点目の防災対策についてに入らせていただきます。

近年その地震とか自然災害が日本各地で頻発しておりまして、今後もその発生が予想をされます。そうしたその状況になった場合に、被害を最小限に食い止めるために、防災・減災対策というものは必要不可欠であると考えております。

現在、町が作成されておりますハザードマップがありますが、どのように活用をされておられるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 福崎町の防災マップでございますが、土砂災害警戒区域及び洪水ハザードマップを示しております。更新の都度、全戸配布をさせていただきまして、ホームページ上でも公開し、住民への周知を図っているところでございます。

また、避難所の場所でありますとか、避難に必要な基礎知識も防災マップの紙面でお知らせをしております。

牛尾雅一議員 もう一度お願いできますでしょうか。

まちづくり課長 福崎町の防災マップでございますが、土砂災害警戒区域及び洪水ハザードマップを示したものでございます。更新をする都度に全戸配布をいたしまして、また町のホームページ上でも公開をして、住民への周知を図っております。

さらに、避難所の場所でありますとか、避難に必要な基礎知識等、こういったものも防災マップの紙面でお知らせしております。

牛尾雅一議員 防災マップを見せていただきましたら、あれ赤色ですか、何かこうずっと高岡地区、それで福崎地区、ずっと山際に何かこう印が赤であったんですが、そこ今何か調査中ということもお聞きしたんですけど、それは危ないということで調査をされているところのことでしょうか。

まちづくり課長 土砂災害警戒区域がございまして、その中、今指定されているのはイエローゾーンといわれております。その中で特に危険性の高い、もし崩れたら人家に影響があるようなところをレッド区域、土砂災害警戒特別指定区域として、今の県のほうが手続を進めておりまして、２８年度で田口と高岡地区、２９年度でそれ以外の地区の指定を進めておるところでございます。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきまして、その２９年度で全町でそのレッドゾーンというところが調査の結果、指定されるんじゃないかというふうなことでございます。

そうしますとそのレッドゾーンに指定をされた地域については、どのような対策を講じようとしているのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 レッドゾーンに指定する意味としましては、そこが危険な区域ですので、もし大雨のときには速やかに逃げてくださいますよという周知のためでございます。

ただ、実際にそのレッド区域内で建物を建てるものに対して制限がかかってまいります。福祉施設とか共同住宅、また宅地の開発等はできなくなりますし、家を建て替えるときにも補強をする必要があるといった制限も出てまいります。そういったことを周知をして、指導していくものでございます。

牛尾雅一議員 そうしますと、今現在建っている民家がレッドゾーンのところに含まれて、全体を通しての事業じゃなしに、その民家だけがちょっとその個別に対応が必要というふうな場合が発生しました場合、県とか町とかに助言、指導もそうなんですけど、ある程度そこの方が建て替える、よそに建て替えるまでも、家が新しいとかそういうことになりますと、減災のためのそういうコンクリートの何かをつくるとか、そういうようなことの補助というんですか、そういうふうなことは考えられるんでしょうかね。

まちづくり課長 田口と高岡地区を指定するときに、そこに該当する住民の方に実際に来ていただきまして、県の職員と一緒に説明をしております。その中で、家を建て替えるときでこういうことが必要でありますとか、また不安な点を相談を受けておりますけれども、今おっしゃる補助制度については、県が町にそういうものをつくることを期待しておりますが、強制ではございません。全町域を指定した後に、必要性を勘案して検討するというものでございます。

牛尾雅一議員 よくわかりました。

そうですね、その地理的とか地形の変化というものの、地理はですね、地形の変化、雨が降ったとかいろんなことがあと考えられますので、危険箇所というのは、ふえたりとかしますと思うんです。そういうことを考えましたら、ハザードマップも変更点がございましたら、更新をしていただきたいと思うんですけれども、更新は何年とか、どれぐらいの頻度で行われるんでしょうかね。

まちづくり課長 福崎町防災マップは平成20年3月に1回目つくってございまして、その後、平成26年3月に改定をしております。その都度全戸配布をさせていただいております。

今のレッド区域の反映がされますのが29年度で全町域で調査が終わりまして指定をしますので、平成30年度にハザードマップの改定をしたいと考えておるところでございます。

特に新たに土砂災害警戒区域がふえるということではなく、避難所であります公民館の位置が変わったり、また、第1体育館の防災倉庫ができたりということがございますので、そういったものも反映させていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 その紙を使ったというんですか、そういうこう町民の方に配るっていうのは非常にまあ予算、費用もかかりますので、そのホームページ、町のホームページを活用していただきまして、新たにそういう危ないというふうなところがわかりましたら、その都度情報を公開していただいて、避難の啓発とかいうことに努めていただいておりますが、その点についてはどうでしょうか。

まちづくり課長 紙で配ることに意義があると思っております。例えば、家のよく目立つところに貼っていただくとか、実際に町内の店舗などでも、この防災マップを壁に貼っていただいているところもございます。

それに合わせて、ホームページ、もしなくした方とか、町外の方が確認されたい方はホームページで確認できるようにしたいと思っております。

牛尾雅一議員 わかりました。

次に、現在その第1体育館の東側の文化ゾーンの整備中で、駐車場を含め、防災・減災対策の事業として整備をされております。その一角に、防災備蓄倉庫の建設計画があるとお聞きしております。完成後は防災備蓄倉庫は、町としてのどの部署が運営とか管理をしていかれるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 こちらの備蓄倉庫につきましては、東大貫、長野にあります備蓄倉庫と同様に、住民生活課のほうで管理をしていくものとなります。

牛尾雅一議員 その今、防災倉庫の管理を教えてくださいました。そうしますとその倉庫の規

模、大きさというんですか、規模とか今あります東大貫とか長野と同様のよう  
な備蓄品となるのでしょうか。

住民生活課長 この規模につきましては、鉄骨造り平屋建てになりまして、延床面積が32平  
米でございます。また、隣に土のうの砂置き場、これも設置をすることとして  
おります。

それから、備蓄品につきましては、アルファ化米や保存水などの食料品、それ  
から毛布、それから土のう袋、スコップ、発電機、投光器などの資機材等を配  
備する予定としております。

牛尾雅一議員 非常に便利のいい場所と思うんですけども、市川の堤防よりもかなり低い位置  
にあるということ、町の今つくられております防災マップを見ますと、市川  
の堤防の付近は1メートルほどの浸水が考えられると、今の倉庫のところは5  
0センチほどは、もしも市川が決壊となりますと、そういうことを載っており  
ます。

集中豪雨によって被害を受けられた地域の方がよくテレビとか新聞の取材で、  
70年、80年生きてきましたけども、こんなにすごい雨は経験したことがな  
いと、そんなこともよく聞きますので、福崎町においても、生野ダムの上あた  
りですごい、1時間、2時間、3時間と雨が降ったりしますと、市川がそうい  
う氾濫の危険性もないとは言えないと思います。

ですので、浸水した場合、倉庫に近づけないというふうなことも考えられます。  
そういうふうなことは考えておられるのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 議員が言われましたように、この防災マップでは、浸水想定ということで、5  
0センチ未満の地域となっております。そういったことも想定しまして、今回  
の防災備蓄倉庫は駐車場の中でも一番高い場所にとということで設置をするも  
のでございます。

それから、防災備蓄倉庫には、その中で約1メートルの棚を2段設置しますの  
で、食料品や物資関係などは濡れないようにということで、上段に保管するこ  
ととしております。

また、実際、長野と東大貫にも防災備蓄倉庫を整備しておりますので、浸水等  
で新しいところが使用できないという場合につきましては、そちらの備蓄倉庫  
の資材等を活用することもできるというふうに思っております。

水害だけではなく、地震災害等もありますので、災害に応じて、町内に整備し  
ました防災備蓄倉庫を有効に活用していくということで考えております。

牛尾雅一議員 そういう事態が起こらないことを、誰しもですが、祈っております。

次に、東日本大震災におきましては、学校における防災訓練に熱心に取り組ん  
でおられました市町においては、児童・生徒の被害が大変少なかったというこ  
とを、データからも明らかになっていると報道でありました。

現在、福崎町においては、学校においてどのような防災の教育を行っているの  
か、お尋ねをいたしたいと思います。

学校教育課長 小・中学校学習指導要領に基づき、防災教育にかかわる指導内容に沿って防災  
教育授業を行っています。

また、年度ごとに各学校で作成している防災対策マニュアルに沿って、計画的  
に避難訓練、引き渡し訓練、心肺蘇生法訓練、防災教育講演会等を行っており  
ます。

また、防災備蓄倉庫に保管してある食料物資について、住民生活課から賞味期  
限が近くなったもの、アルファ化米とか乾パン、ミネラルウォーターなどにつ  
いて情報提供を受けまして、各学校の避難訓練時に活用して、非常食の体験を

させています。

なお、ことしの10月21日金曜日の14時7分に発生した鳥取県中部地震の際には、本町の学校では校庭に避難した学校、教室で机の下に隠れた学校など、対応は分かれましたが、実際の地震において、教師、生徒は大きな混乱もなく対応することができたと、全小・中学校から報告を受けているところです。

牛尾雅一議員 よくわかりました。

そうしますと、学校の先生、教職員の方に対しても、そういう防災とか研修というんですか、それは県とか教育委員会さんとかであるんでしょうか。

学校教育課長 年1回防災部局の住民生活課と教育委員会と小・中学校の教頭会とで防災会議を開催し、意見交換をさせていただいております。その中で、今年度は大きなテーマとして、各小・中学校において避難所を開設、運営マニュアルを策定していただくこととなったところでございます。各学校それぞれで避難所運営マニュアルがあるところ、ないところがございます。住民生活課から一定の方向をこのたび明示していただきましたので、それに沿って学校という性格の避難場所において、具体的にどのように動くのかを全体像、発災当日、2日目から数週間、避難所の閉鎖という区分を設定して、各学校の教頭先生、防災担当職員が中心になって防災教育、研修を含めた形で全職員で具体的な内容で進めていただいているところです。

牛尾雅一議員 よくわかりました。非常に熱心にしていただいていることがよくわかりました。

そうしますと、あつてはならないんですが、もし地震とか災害、普通の豪雨による災害とかいうことがある有事の際、教職員の方と生徒さんというんですか、学校内だけの方たちだけでなく、その形で対応ができない地域の方に応援をしていただくとか、消防、警察、自治会、また自治会の消防団の方などの地域の方の団体の方に協力していただかなければならないというふうなことも発生するかもわかりませんが、そういったことに対する取り組みというんですか、そういうものはあるんでしょうか。

学校教育課長 各学校で策定済みの防災対策マニュアルでは、教育委員会、役場を初め、警察、消防、病院、地域の公民館を含む各避難所の電話番号等を整理しています。風水害時におきましても、随時教育委員会、役場と連絡をとりつつ、校長を中心に組織化され、マニュアルに沿った班編制、役割分担を基本に運用されているところです。

連絡については、本部、総括班の指揮のもと、通報班による連絡という形となっています。

児童・生徒を預かっているという大きな使命、責任を担っているところです。また、教職員の異動も毎年ございますので、地域団体との連携についても、年度の早い時期から実際的な訓練を指導してまいりたいと思います。

なお、消防団とは学校での避難訓練時等で放水体験や講話等を行っていただいているところです。

牛尾雅一議員 いろんな地域の方とのつながりというんですか、取り組みもしていただいているということで安心をいたしました。

先ほど答弁で、もし有事の際に、学校から児童を親御さんのほうに引き渡しというんですか、家庭に帰すというふうな訓練をされているというふうに答弁があったと思うんですが、私は逆に子どもさんの命を守るには、耐震工事の完了しております学校が一番安全じゃないかと、個人の家ではまだ耐震もできてませんので、子どもさんを家庭に引き渡すんじゃないしに、親御さんが逆に学校で合流をしていただいて、子どもさんと一緒に避難をしていただく。学校で、そ

れがより安全じゃないかというふうに思います。

親御さんに合流していただくタイミングとか情報というものは町のほうでタイムリーに、ごっつい大雨のさなかに学校へ、車で来ていただいたら余計危険もありますので、そういう情報を親御さんのほうに、タイムリーに発信していただきまして、学校でその避難を、親御さんも含めてしていただくほうがと思うんですが、多くの人が入りきれないというふうなことも考えられるんですが、そういう取り組みは考えられないのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長　こちらが申しました引き渡し訓練、それから先ほど議員さんが言われたように体育館に避難をすると、当然、避難場所に指定されておりますので、そのあたりは災害の内容、規模に応じて、使い分けが出てくるものと思っております。

牛尾雅一議員　災害の規模とかそういう状況によって、そのほうが安全というふうに教育委員会さんのほうが判断されましたら、そういうことにもまた検討いうんですか、そういうふうにしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3番目の辻川界限の周辺整備について質問をさせていただきます。

先般、旧郵便局を解体されまして、きれいな更地になっております。その土地も、町のほうに譲っていただいておりますのかと思いましたが、まだ地権者がおられるということで、まだということもお聞きしました。

それですので、ずっと辻川界限の美観を損なわないというんですか、もしその方が建築物を建てられるとか、そういうようなときになりますと、そういったところを配慮をお願いできるというふうなお話し合いとか、町としてそういうふうなことはあるのかとかいうようなところをお尋ねをいたします。

社会教育課長　旧郵便局跡地は個人の所有地であります。辻川界限検討委員会の中でも跡地を買って活用してはどうかといった話が出たことはございます。反対側の三木家東隣の土地につきましては、今年度用地買収のめどが立ちましたので取得し、2期工事を含めた中で活用を検討してまいります。西隣の郵便局跡地につきましては、現在のところ購入予定はございません。

牛尾雅一議員　景観を損なう、その地権者の方の意向ですけれども、またそういうような場合はお話し合いをしていただきたいというふうに思います。

そしてその解体されました旧郵便局は、設置場所というのはいまもう決まっておりますのでございましょうか。

社会教育課長　現在、地方創生推進交付金を活用して、地域振興課で進めております福崎町まちづくり振興計画の中で、設置場所、活用方法を検討する予定としております。

牛尾雅一議員　検討していただいて、設置場所を決めていただきましたら、その旧郵便局を文化財ということで、どのようにPRをされようとしているのか、お尋ねをいたします。

社会教育課長　旧辻川郵便局は、国の登録文化財です。登録文化財制度といいますのは、文化財を積極的に活用しながら、文化財を緩やかに守っていく制度で、指定制度と違いまして、外観を大きく変えなければ、文化財を自由に活用することができます。

地域振興、観光振興の拠点施設として整備し、活用を図る中で文化財的価値についてもPRしていきたいと考えております。

牛尾雅一議員　その外部は残さなありませんが、内部についてはある程度、いろいろなことに利用できるという答弁でございます。

大変古い、当然ですが古い建物です。その建物の建った当時というんですか、それを含めまして、ずっと歴史がありますので、写真とか記念になるものを並べて展示というんですか、そういう建物にふさわしい配慮をしていただいたら

というふうに思います。

また、昔の時代の音楽を流したりとか、また、昔を、来られた方が体験できるというふうな仕掛けというんですか、そういったものをつくっていただきましたら、より楽しんでいただけるのではないかとこのように私は思いますので、その点についても、また利用について検討をお願いしたいと思います。

続きまして、その辻川周辺の、空き地のことは2カ所教えていただきましたが、空き家とか、まだある空き地の活用についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

まちづくり課長 当初予算で空き家再生推進事業で計画をしておりますもちむぎのやかたの南の店舗跡地のことをおっしゃっているのかと思いますけれども、ここはこの空き店舗を活用した交流施設を計画しておりますが、現在のところ計画はおくれている状況でございます。

それ以外の空き家、空き地について、活用計画は現在のところ具体的にはございません。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきました、やかたの真南になるんですか、あそこはその昔私ら知り合いの方が商売されていたところで、ある程度の広さもありますし、非常にいい場所だと思いますので、その活用について、また前向きに進めていただきたいなというふうに思っております。

そしてその辻川のやかたの周辺、また生家周辺も含めてなんですけども、やかたの北側のハートフルガーデンさんが整備されています、あの公園の北側とか、その大庄屋三木家の北側の広い土地とかも、買収というんですか、持ち主がおられますのであれなんですけど、そういう計画をしていただいて、未来にわたって、町の観光の中心になるところでございますので、買収計画というようなものをつくっていただいて、実現に向けて進めていただけたらと思うんですが、そういう計画はどうでしょうかね。

まちづくり課長 用地買収の計画でございますが、これは社会教育課長が申し上げましたとおり、福崎町まちづくり振興計画の中で、今おっしゃるように辻川山公園の周辺には借地も多うございますので、購入が可能かどうかの検討を行いたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、やかたではもち麦を初めいろんなお土産というんですか、そういうようなものも販売もしていただいとんですが、界隈のその街道沿いとか、その近辺にお土産とか、ちょっとそのお茶を飲むとか、ちょっと休んだりとか、簡単なそういうふうなお店があればなとかいうふうなことをよく聞くんですが、非常にその難しい、個人的にはなかなかその用地をととか、貸していただくとかも難しいんですが、町がある程度誘致というんですか、あっせんというんか、そういうふうなことは考えられませんか。

地域振興課長 行政としましては、人の流れや町のにぎわいを甦らすための観光施設等の整備に向けて取り組んでいるところでありますが、お土産店や飲食店などの出店につきましては、その状況等や将来性などを見据えて、独自で判断いただきたいと考えております。

牛尾雅一議員 わかりました。個人の努力でということ。

続きまして、その辻川の河童の池というんですか、池を私のその知り合いが、神河の方なんですけど、お孫さんを連れて、約2カ月前にその河童を楽しみに見に来られました。そうしますと、そのときはちょうど雨が降った後かわかりませんが、非常にその池の水が濁っておりまして、どういうんですか、コイ、フナも見えなかったということなんですかね。それで、今度後日また来られたとき

には、ちょっと水が澄んでおったんで見えたんですが、コイが非常にその何かエラというんですか、頭ばかり大きくて胴体がこう小さく、何かやせてるので、えさをやりたいと子どもがね、言うたらしんです。ところが、その実際そんなこと想定してないんで、えさを持ってってないんで、えさやりたいんだけどな、あったらねとかいうて、いうことを聞くんです。

だから、観光客の方は河童も非常にすばらしくて、楽しみにされていいんです。15分という間隔がありますので、その間にコイも観光資源の一つで、その間子どもがまあちょっと、普通なかなかコイにえさをやるてなことないんで、えさをやって、コイが喜んでこう寄ってきていうことになると、子どもも楽しみにしますので、コイのためにも、あんな狭いところでしたら、自然のえさというのも少ないと思うんで、そういうえさの自動販売機というのもよくちょこちょこよそで見るとも聞きます。トイレの横のところで、電源は町のトイレのところにある電源を月幾らかてなこと、もしそういう希望者の方があればですよ、自動販売機を設置してもら。景観を損なわない、また邪魔にならないような場所に、小さなものだと思いますので、それをしていただいたら、何かその子どもさんも、河童を見るだけじゃなしに、そういうコイにも優しいというんですか、コイにも自分たちがして、今度来たときに、ああよく肥えてるなど、前と違ってよくなってる喜んでもらえると、こういうこともありますので、そういう自動販売機の設定というふうなことは考えられないでしょうかね。

地域振興課長 池の近隣にはもちむぎのやかたがございます。まず、もちむぎのやかたの売店での販売というような部分についてなんです、もちむぎのやかたにつきましては、経営改革に関する提言を受けまして、年間販売実績の少ない商品を整理削減し、商品管理業務を効率化しようとして取り組んでいるところでございまして、売店での販売は困難だと考えております。

また、自動販売機の設定についてですが、積極的に行政が自動販売機を設置することにつきましても考えていないところでございます。

牛尾雅一議員 そういう方がおられるかどうかいうのもちょっとわかってないことなんです、民間の方で、そういうふうにもコイのためにというふうな方がおられますと、その電源は、電源までその個人がいうことになると、非常にその費用的にすごいものになります。ですから、一月なんぼということで、そこからトイレのところのところから電源をちょっとこうコンセントを延長コードか何かでいうことで、お願いできれば、そういう方がおられるかもわかりません。そういう場合はまたご検討というんですか、していただけないかなとも思います。そういうことは想定はできませんかね。そういう希望者があればいうことで、その時点で。

続きまして、時間も限られてますし、4番目の駅前周辺整備についてでございます。

長年の懸案でありました駅前周辺整備が、関係者の方々のご努力とかご協力によりまして、進捗が順調に進んでおりますこと、まずもって敬意をあらわしたいというふうに思います。

そして、非常に周辺は整備されてきつつあるんですが、自転車の通勤、通学の方から聞いたんですが、町営の駐輪場がなくなって、それでこのたびの整備に関係しまして、民間の駐輪場も減ったというふうなことで、自転車の置き場に困っているというふうに私は聞いたんですが、先般のその駅前周辺整備の特別委員会で、30台の余裕があるということをお聞きしたので、ちょっと何かあれなんです、バイクとか原付については、非常にその重量があつて、今、

自転車預かりをされてる方々にとっては、非常に体力的に負担があるというふうなことも教えていただきましたので、そのバイク、原付についての仮設の駐輪場というんですか、場所とか、そしてまたその今営業されてる方が、今度移転をされて、駐輪場またされるとかどうかも、はっきりまだ聞いてない、わかってないんですが、つぶされて、その新しく建て替えられる期間とか、そういうふうなことを考えますと、ある一定の仮の駐輪場があってもいいんじゃないかというふうにも思うんですけど、そのあたりのご見解をお尋ねいたします。

技 監 先ほど議員のほうもご発言がありましたとおり、余裕のほうは30台程度あるということで、民間駐輪場経営者の方にお伺いをしております。

今、移転先につきましては、おのおの方と交渉をしております、今のお話では移転をして、駐輪場を継続して経営をしていただけるということでお話をさせていただいているというところでございます。

そういう状況でございますので、今のところ仮設の駐輪場の設置計画というのは持ち合わせてございません。

以上でございます。

牛尾雅一議員 これは僕も詳しく個別に学生の方に聞いたわけでもございませんので、又聞きみたいなことなんですけど、大変通学時、朝夕、送り迎えの車で非常に混雑して危ないとか言われますので、今まで自転車で来られた方が、今まで置いてたところがやめられたとか何かで、じゃあそれでもお母さんないから送ってくださいなことでなっとるんかなというふうなことも思うんです。

この前に、今までありました町の駐輪場の今そのバイクとか何か不法いうんですか、ちゃんとこう囲ってありますので、その周りに置いとかれるんですが、もうちょっと規模を小さくしてでも、仮設にいい場所じゃないかなと思うんですが、そこらまた今その計画にないというふうに言われてますので、あれなんですけど、またこれから危険とかそういうふうなことがふえましたら、そういうこともちゃんと考えてほしいというふうに思います。

そしてその自転車を利用したレンタサイクルの導入は計画に、前にも報告いただきました、あげていただいておりますと認識しております。

そしてそのレンタサイクル導入に当たりまして、その放置自転車でも、前回の委員会でも非常にその性能のいい自転車も、法的というんですか、ある程度の手続が要りますけども、ある期間を置けば、町が処分ができるというふうなことも聞きましたので、そのレンタサイクルを導入される時は、そのそういう資源の活用というんですか、そういう放置自転車、放置自転車を町の事業に使うというのもちよっとかもわかりませんが、ほかのそういうクリーンセンター、そういうところにいい自転車がありましたら、お金がかからないような観点から取り組んでいただけたらとも思いますので、検討をまたお願いいたします。

最後に、春日ふれあい会館についてでございますが、城谷議員と私は同じ八千種地区生まれで、同じお米を食べて、同じDNAの持ち主かもわかりませんので、同じような質問をさせて、何の相談もしたわけでもございませんが、八千種人特有のことかもしれませんが、もち麦のその加工については、城谷議員がお尋ねになりました加工所としてのふれあい会館の利用とかにつきまして、そのふれあい会館と春日山が連動しております、春日山に登った方は、ようふれあい会館でトイレを貸していただくとか、裏にあるトイレを使われるとかいうことで、非常にその関係が深いものでございますので、春日山についてちょっとお尋ねをしたいということを思います。

このたびも後藤又兵衛さんが大河ドラマ真田丸でもう全国的に知られて、それ

で、黒田官兵衛のときもある程度知られるというふうな活躍でございました。春日山城について、調査研究というのを今までしていただいてたかもわかりませんが、何か目立ったような、そういうはっきりとしたような調査研究の報告もないんじゃないかとか思いますので、この際、神戸大学と一緒に連携していただいて、神戸大学の先生なり生徒の方に調査研究をしていただいて、何かその裏づけとなるような、後藤又兵衛について、春日山城、春日山との関連性とかありましたら、それをもって発表のときにイベントとして多くのその町内外の方に来ていただいて、PRもできるということでもありますので、神戸大学の、こっちが勝手に思とうかわかりませんが、連携して、そういうふうな調査研究というようなことには取り組んでもらえるというふうなことはあるんでしょうか。

社会教育課長 議員ご質問の事業は、社会教育課で平成21年度より神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターと協働して、福崎町の地域歴史資産掘り起こしを行っている事業のことだと思います。

今年度の事業内容につきましては、生誕150年を数えました井上通泰の研究、また、松岡家につきましては、昨年度より継続して、絵はがきの目録作成を進めてもらっております。

来年は三木家の公開も控えておりますので、こちらの事業の中で春日城まで手を広げての研究は考えておりません。

牛尾雅一議員 三木家も大事ですけども、このたびにせっきく大河ドラマ、全国放送の大河ドラマで取り上げられる、そういう偉大な方でございます。こういうことはもうこの先なかなかないんじゃないかということもありますので、できれば組み込んでほしいなというふうに思っております。

そして、城跡を意味するいうんですか、よそから見てわかってもらうということで、山の山頂に二、三本の大きな木を目印というんですか、城跡ですよということをあらわすために3本切らんと、そういう城跡を、イメージのために置いてもらってます。

春日山城というのは、昔その四方八方に見晴らしがよく、どこから攻めてきても見えるというふうな立地でございます。ということは、下から見ますとどこからでも見えるということでございます。昼間はその大木が城跡をイメージさせますし、夜になりますと、暗くて木が見えませんが、私ちょっと考えたんですが、その大木を利用して、大木に添え木をして、今はやりのLEDの電飾で、城のイメージ、その外郭をちょっとこう電飾で夜になったら照らす、ライトアップするというんですか、そういう、それは電源が困りますので、ちょうどその山頂の南側に当時その切腹台と言われたところが、平らなところがちょうどいいところがあると聞きました。そこにソーラーをはりつけて、昼間に蓄電をしまして、夜はその電飾でお城をイメージしたのを浮かび上がらせるというふうなことになりますと、非常に多くの人目につきまして、興味もってその春日ふれあい会館を初め、春日城にも、春日山山頂にもまたいろいろ来ていただけます。そうしますと、非常にその地域の活性にもなりますし、多くの方が来られて、このたびそのそのふれあい会館で、もち麦のそば打ち体験とか、そういうことを考えておられますので、それについてもつながりますし、福崎町の特産品をふれあい会館で並べて展示していただきましたら、町のいいPRにもなると思います。

そういうふうにして、多くの方に来てもらおうと思いましたが、今その町道、西山田、多田のほうに向かう町道に自然活用村の入り口ですよという看板はあ

るんですが、後藤又兵衛ゆかりの春日山城跡とか、そのふれあい会館の案内板がございません。そのイルミネーション化とその看板ですね。それでまた看板はそのふれあい会館、現地の鍛冶屋地区だけじゃなしに、町内とかインターチェンジおりたところにも、そういうような簡単な看板を置いてもらえますと、いろんな人の目につきますし、そういうことで、八千種地域に、そのふれあい会館のところに町内外から多くの方が来られます。

そうしますと、その町全体の観光面につきましても、今まで以上に盛り上がりまして、そのことがひいては一番最初に質問させていただきました定住とか移住などの町の活性化全てにつながるというふうに私は考えますので、そのふれあい会館を含め、その春日山山頂のそういったいろんな取り組みを町が積極的に取り組んでいただけることを求めまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目はあす12月22日午前9時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時03分